

公共工事における総合評価落札方式の手引き

福 井 県
令和6年4月

目次

はじめに	p 1
1 期待される効果	p 2
2 総合評価落札方式の対象工事	p 2
3 評価方法の選択	p 2
4 評価値の算定	p 4
5 施工体制評価	p 4
6 落札者決定基準（評価項目）	p 4
7 総合評価落札方式における学識経験者への意見聴取	p 5
8 入札手続のフロー	p 6
9 入札手続	p 9
10 評価項目および評価基準	p10
11 地域防災力維持型における評価項目および評価基準	p30
12 実績評価項目に関する共同企業体（JV）の評価対象	p34
13 技術資料一覧	p35
14 落札者決定基準（評価項目）〔例〕	p36
入札参加者が提出する様式	p51
入札公告に添付する様式	p80

はじめに

この手引きは、福井県が総合評価落札方式により発注する公共工事について、入札手続きや総合評価の方法を解説するものです。入札公告の他、この手引き、工事入札心得（電子入札用）、福井県電子入札運用基準、制限付き一般競争入札実施要領、制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領、福井県建設工事総合評価落札方式実施要領、福井県建設工事総合評価落札方式（施工体制確認型）実施要領、一般競争入札公告共通事項、総合評価落札方式における広域防災取組取扱要領等を必ずご覧頂いた上で入札に参加下さい。

実際の入札参加にあたって、この手引きが入札公告と相違がある場合、常に入札公告が優先されます。

総合評価落札方式による入札参加時の主な注意点は次のとおりです。

技術提案型（標準型）・実績評価型（簡易型）共通

- ・ 技術資料は、修正および再提出が認められませんので、内容を十分確認した後、提出してください。
- ・ 技術資料（様式第4号～11号）および技術資料に係る添付資料は電子入札システム、郵送または持参により提出してください。
- ・ 正しい申請を行うために、特に工事成績については、土木事務所、農林総合事務所等の閲覧場所で県の工事成績評定結果を確認してください。

事前審査型 技術提案型（標準型）および設計金額2億円を超える実績評価型（簡易型）に適用

- ・ 設計金額が2億円を超える工事において原則適用。
- ・ 入札参加資格確認申請と同時に技術資料（様式第4号～11号）および添付資料の提出が必要です。また、事前審査型においては、入札参加資格確認申請書を提出した日を「入札の申し込みを行った日」とします。
- ・ 技術資料提出書（様式第4号）の提出が無い場合、失格となります。
- ・ 技術資料（様式第5号～11号）の申請内容を必ず確認してください。虚偽申請等、不誠実な行為が確認された場合は、指名停止等の措置を行うことがあります。

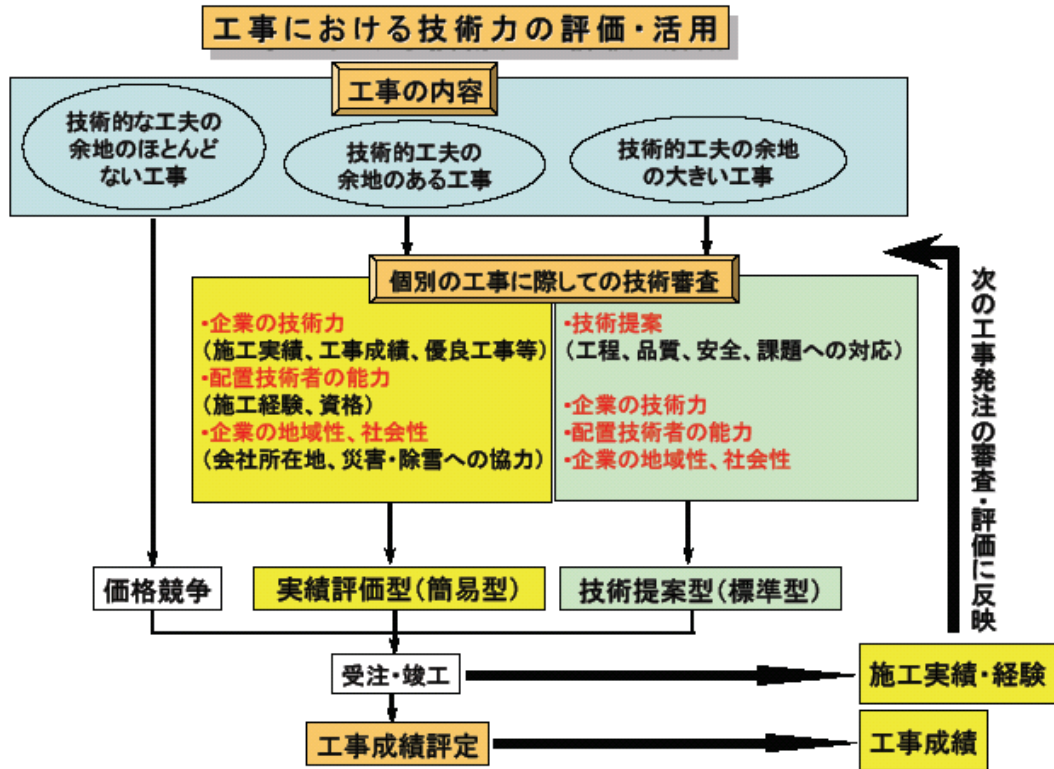
事後審査型 設計金額2億円以下の実績評価型（簡易型）に適用

- ・ 入札書と同時に技術資料提出書（様式第4号）および技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）の提出が必要です。提出のない場合は失格となります。また、事後審査型においては、入札書を提出した日を「入札の申し込みを行った日」とします。
- ・ 技術資料（様式第9号～11号）とその添付資料は、発注者から指示された入札参加資格確認対象者のみが提出します。
- ・ 技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）とその基となる技術資料（様式第9号～11号）の申請内容および整合性を必ず確認してください。不整合が確認された項目は原則として加点しません。また、虚偽申請や著しい不整合等、不誠実な行為が確認された場合は、指名停止等の措置を行うことがあります。
- ・ 技術資料自己評価申請書の確認は制限付き一般競争入札（事後審査型）で実施するため、入札参加資格確認対象者以外の確認は行いません。

1 期待される効果

「総合評価落札方式」は、従来の「価格競争型」とは異なり、入札参加者から提示された価格と技術提案の内容等について総合的に評価を行い、発注者にとって最も価値の高い者を落札者として選定する入札契約方式である。

総合的な評価により、技術的能力を有する者が施工することで、工事の品質が向上することはもとより、工事目的物の性能向上、コスト縮減、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に確保され、現在および将来にわたり県民に提供される利益の向上が期待できる。



2 総合評価落札方式の対象工事

「福井県建設工事総合評価落札方式実施要領」(以下「要領」という。)第2条により、技術的な工夫の余地がある工事から選定する。

3 評価方法の選択

要領第3条の運用は以下のとおりとする。

(1) 技術提案型(標準型)の適用対象

技術的な工夫の余地が大きい工事に適用する方式であり、技術提案を求める。事業規模等を勘案し、設計金額が2億円を超える工事は原則、技術提案型(標準型)を適用するものとする。ただし、技術的な工夫の余地が小さな工事については、実績評価型(簡易型)とすることができる。

(2) 実績評価型(簡易型)の適用対象

技術的な工夫の余地が小さな工事に適用する方式であり、技術提案は求めない。なお、事業規模等を勘案し、土木一式工事については5千万円以上、その他の工事については3千万円以上の工事(交通量の多い現道上の舗装工事については1千万円以上の工事)について、企業の技術力等により、工事価格の差異に比して、性能、機能等の工事の品質に相当程度の差異が生じ、総合的な価値の向上が期待できる工事等を中心に実施する

ものとする。

具体的には主たる工事内容が次表（別表1）に該当する3千万円以上の工事（土木一式工事においては5千万円以上）を実績評価型の対象とする。ただし、この表に該当しない場合でも、工事内容により実績を求めることが妥当と判断される場合には、実績評価型とすることができる。

また、3千万円未満（土木一式工事においては5千万円未満）の工事においても、工事内容により実績を求めることが妥当と判断される場合には、実績評価型とすることができる。

なお、1億円以上の土木一式工事、5千万円以上の建築一式工事は原則、実績評価型（簡易型）とする。

（別表1）

事業分類	工事分類	対象工事
土木一式工事	樋門・樋管工	全て
	揚排水機場	鉄筋コンクリート構造物を主要構造物とするもの
	堰・水門工	全て
	護岸工	基礎形式として鋼矢板を用いるもの
	海上工事	全て（作業船を使用するもの）
	シェッド工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	橋梁上部工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	橋梁下部工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	トンネル工	全て（耐震補強工事、補修工事を含む）
	農業用排水路工 （ため池工事）	ため池堤体の築立を行うもの
ほ場整備工 （区画整理）	基盤の切盛を行うもの	
舗装工事		全て（屋外体育施設として整備するものを含む）
建築一式工事		新築工事（木造、車庫等を除く。）
上記以外の工事		全て

（3）地域防災力維持型（地防型）の適用対象

「土木一式」工事における汎用的な工種で構成され、技術的な工夫の余地が小さな工事に適用する方式であり、評価にあたり実績を求めない。原則として設計金額が2千万円を超え5千万円未満の工事および、5千万円以上1億円未満の工事のうち実績評価型（簡易型）によらない工事に適用するものとする。

（4）留意点

（1）（2）（3）にかかわらず、要領第2条の基本的な考え方に照らして、施工中の環境の維持、交通の確保、特段の安全対策等を必要とする工事等、総合評価落札方式を適用することが適切と考えられる工事については、設計金額によらず総合評価落札方式を適用する。同様に、技術的な工夫の余地がほとんどない工事、および「工事成績評定を省略できる工事」については、総合評価落札方式を適用しないことができる。

4 評価値の算定

価格および技術提案等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計(評価点)を当該入札価格で除して得た数値をもって行う「除算方式」とする。

- (1) 低入札価格調査制度を適用する工事

$$\text{評価値} = \text{評価点} / \text{入札価格}$$

- (2) 低入札価格調査制度を適用しない工事(基準価格の設定については要領第14条を参照)

- ア 入札価格が基準価格以上の場合

$$\text{評価値} = \text{評価点} / \text{入札価格}$$

- イ 入札価格が基準価格未満の場合

$$\text{評価値} = \text{評価点} / \{ \text{基準価格} + \alpha \times (\text{基準価格} - \text{入札価格}) \}$$

(係数 $\alpha = 3$)

【実績評価型(簡易型)】

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \text{標準点} + \text{技術評価点} \\ &= 100 \text{点} + \text{最大}15 \text{点} \end{aligned}$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{設計金額が2億円を超える工事で技術的な工夫の余地が小さな工事} \\ \text{評価点} = \text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{技術評価点} \\ \qquad \qquad = 70 \text{点} + \text{最大}30 \text{点} + \text{最大}15 \text{点} \end{array} \right)$$

【技術提案型(標準型)】

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{技術評価点} \\ &= 70 \text{点} + \text{最大}30 \text{点} + \text{最大}30 \text{点} \end{aligned}$$

(例外として、設計金額が2億円以下のもので技術提案型(標準型)を適用する場合は、標準点を100点とし、施工体制評価点を設けないものとする。)

※ 最も評価値の高い者が整数部3桁となるように桁数の調整を行い、評価値は小数点第4位を四捨五入する。

5 施工体制評価

設計金額が2億円を超える工事においては開札後、応札者に対して「福井県建設工事総合評価落札方式(施工体制確認型)実施要領」に基づく施工体制の確認を行う。

施工体制の評価項目として「品質確保の実効性」および「施工体制確保の確実性」を設定し、配点は以下のとおりとする。

$$\begin{aligned} \text{施工体制評価点} &= \text{品質確保の実効性の評価点} + \text{施工体制確保の確実性の評価点} \\ &= \text{最大}15 \text{点} + \text{最大}15 \text{点} \\ &= \text{最大}30 \text{点} \end{aligned}$$

なお、調査基準価格以上の応札者については、施工体制の確認を省略できるものとし、その者の施工体制評価点は30点とする。

6 落札者決定基準(評価項目)

技術評価における落札者決定基準(評価項目)として、「技術提案」、「企業の技術力」、「配置予定技術者の技術力」、「企業の地域性・社会性」を設定する。(詳細については14 落札者決定基準(評価項目)〔例〕を参照)

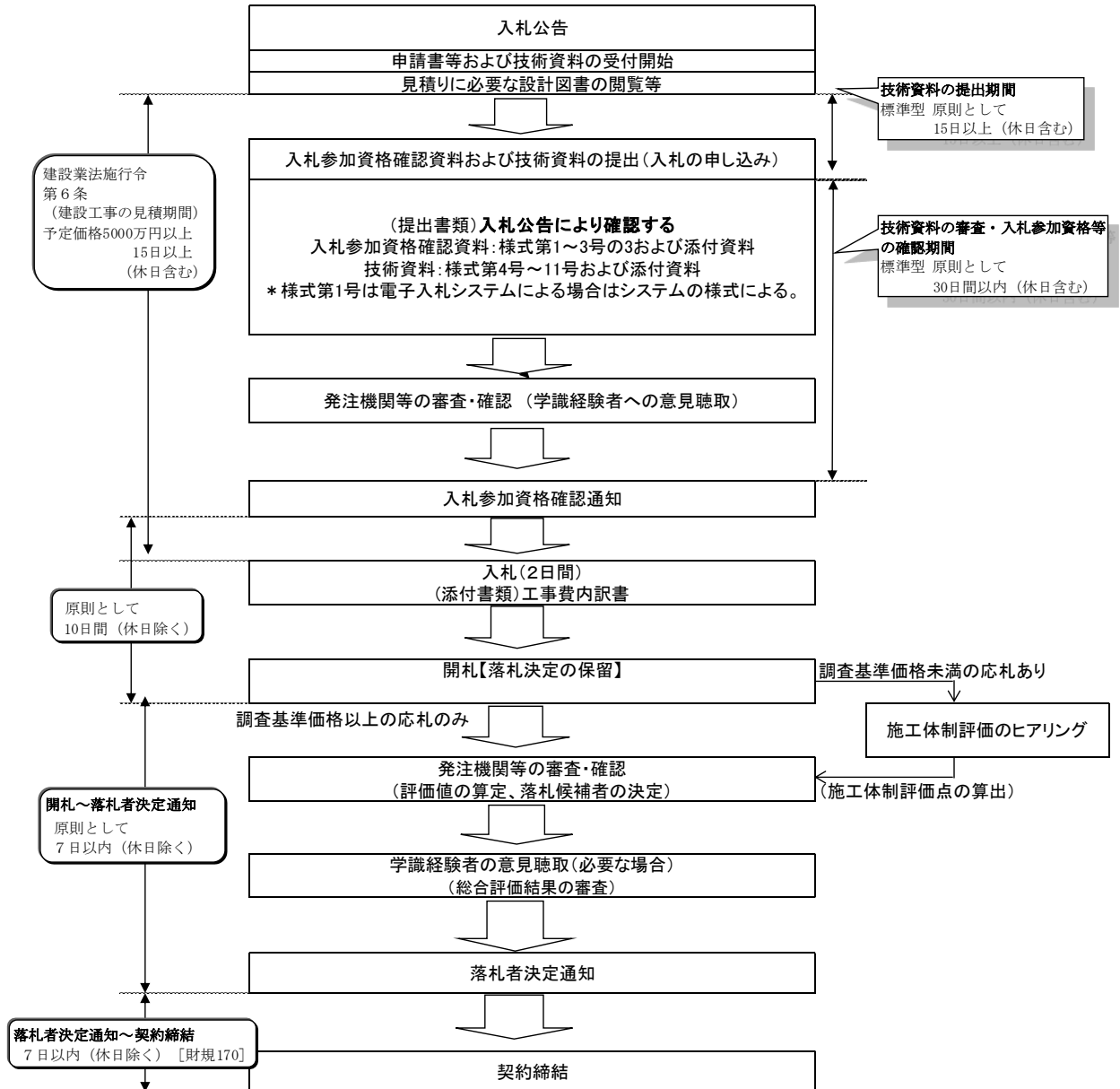
7 総合評価落札方式における学識経験者への意見聴取

要領第18条の規定に基づき、発注者は、総合評価落札方式による入札公告および技術資料の審査にあたっては、学識経験者へ意見聴取を行うものとする。ただし、簡易型であって「標準的な落札者決定基準」による場合は、落札者決定後に報告することで意見聴取に替えることができる。また、必要に応じて落札者決定時の意見聴取も行う。

8 入札手続のフロー（入札公告以降）

(1) (技術提案型(標準型)) (施工体制確認型) 【事前審査型】

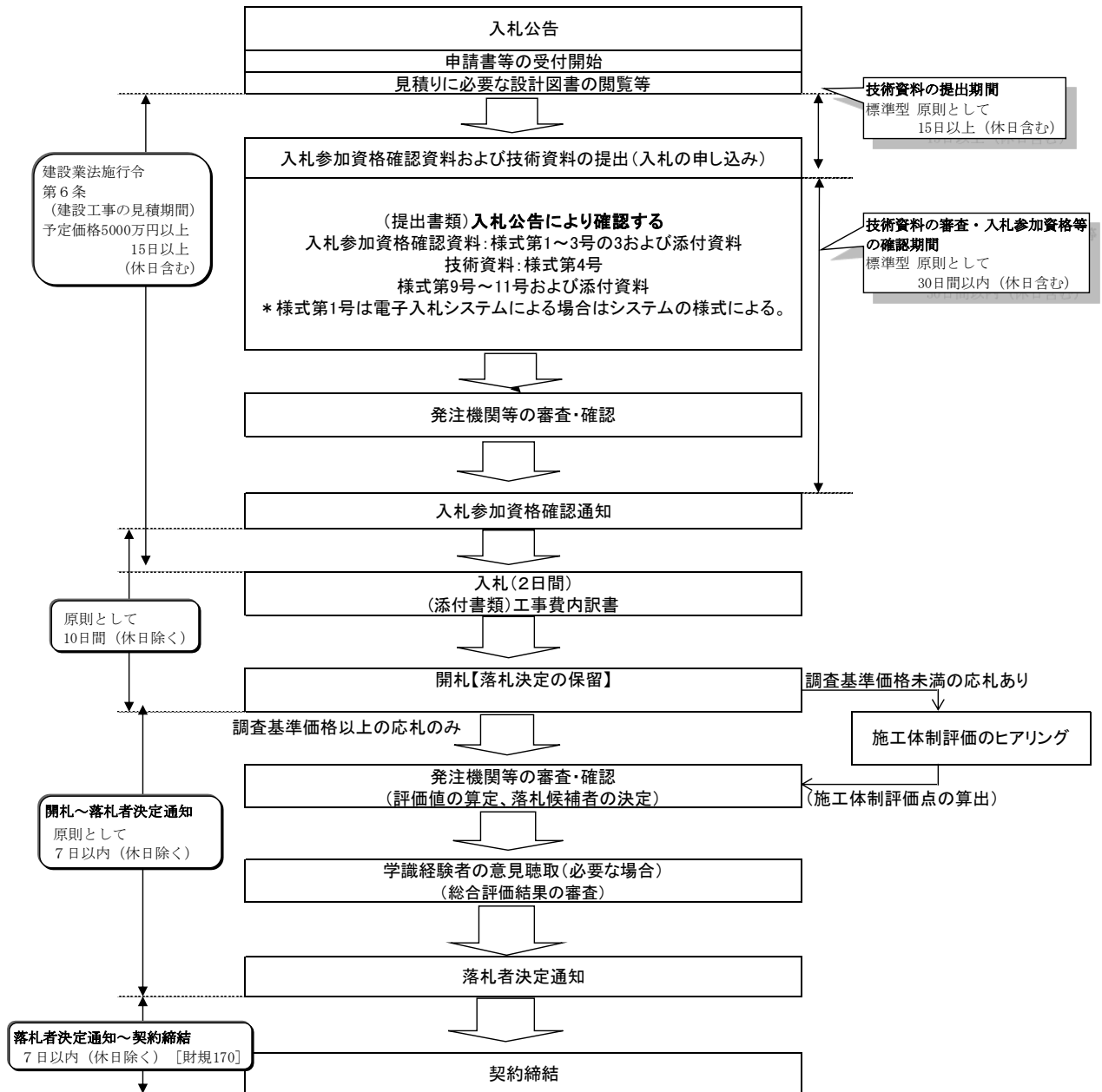
【事前審査型】(技術提案型(標準型))



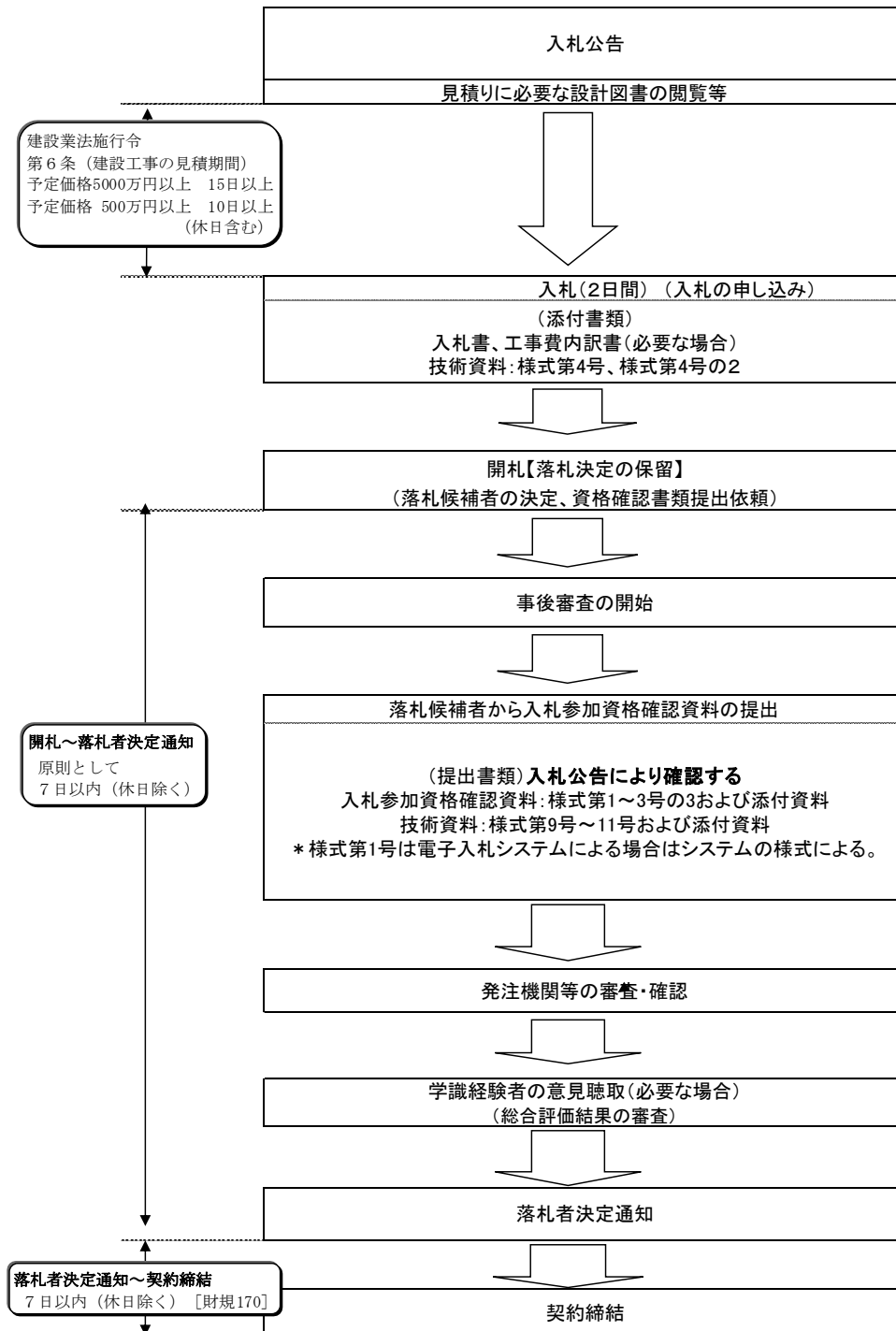
【留意点】

- ・ 総合評価を行うため、開札後、落札者の決定を必ず一旦保留する。
- ・ 調査基準価格未満の応札者に対しては、施工体制評価および低入札調査のためのヒアリングを行い、落札者を決定する。

(2) (実績評価型(簡易型)) (施工体制確認型) 【事前審査型】



(3) (実績評価型(簡易型)) 【事後審査型】



【留意点】

- ・事後審査の対象となり、入札参加資格確認資料および技術資料の提出を求められるのは次のいずれかに該当する者である。なお、提出が無かった場合は、辞退したものと見なす。
 - ① 予定価格以下で応札した者の内、総合評価の結果、評価値順位が最上位の者。
 - ② 「①」の者に入札参加資格が認められなかった場合、または審査の結果「①」の者の技術評価点に変動があり評価値順位が最上位でなくなった場合、評価値順位が次順位の者。
- 入札参加資格を有する者が確認されるまで繰り返す。

9 入札手続

(1) 様式

入札公告における様式は次のとおりとする。

様式	様式番号
入札参加資格確認申請書	様式第1号
同種同程度の工事の施工実績	様式第2号
配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等	様式第3号
機械の保有状況およびオペレータの配置(例)	様式第3号の2
誓約書	様式第3号の3
技術資料提出書	様式第4号
技術資料自己評価申請書	様式第4号の2
技術提案(1)品質に係る提案	様式第5号
技術提案(2)施工上の課題に係る提案	様式第6号
技術提案(3)工程に係る提案	様式第7号
工程表	様式第7号の2
技術提案(4)安全に係る提案	様式第8号
企業の技術力および地域性・社会性	様式第9号
県産品活用計画書	様式第9号の4
企業の工事成績算出対象工事	様式第10号
企業の工事成績として評価する工事の実績	様式第10号の2
主任(監理)技術者の資格・工事経験	様式第11号

(注) 「技術資料自己評価申請書」および「企業の技術力および地域性・社会性」に係る様式は工事種別等により異なる。

(2) 留意点

実績評価型(簡易型)の場合、様式第4号および4号の2は必ず入札公告に添付されたエクセルファイルを用い、ファイル名は企業名称を含めたものにして提出すること。

(例 : 【〇〇建設(株)】様式第4号および4号の2.xls)

また、電子入札システムにおいては入札書と同時に提出できるファイルは1つだけであるため、工事費内訳書の提出を求める場合は、工事費内訳書をエクセルで作成し様式第4号および4号の2と同一ファイルとするか、LZH形式もしくはZIP形式により圧縮し一つのファイルとすること。(福井県電子入札運用基準第8条参照)

(3) 入札参加者からの提出資料(電子入札の場合)

	事前審査型	事後審査型
入札参加資格確認申請時	参加資格：様式第2号～3号の3(※1)および添付資料 技術資料：様式第4号～11号(※1)および添付資料	参加資格：様式第2号～3号の3(※1)および添付資料 技術資料：第9号～11号および添付資料
入札時	工事費内訳書	工事費内訳書 技術資料：様式第4号および4号の2

(※1) 案件によっては提出不要な様式もあることから、必要な様式およびその提出方法を入札公告により確認。

10 評価項目および評価基準

入札公告および提出資料の様式等に評価内容を明確に記載し、必要に応じて記載内容が確認できる資料の添付（CORINS工事カルテの写し（企業の実績・配置予定技術者の施工経験）、契約書・施工図（CORINS以外の工事）、工事成績評定の写し（国の成績評定を対象とする場合）、配置予定技術者の保有資格者証の写し（必要な場合）、ISOの写し等）を求める。

（12 技術資料一覧参照）

（A）技術提案（様式5号～8号）

① 評価項目

「標準型」における必須項目とし、現場が抱える課題等を踏まえた現実的かつ具体的な提案を評価する。なお、工事目的物への悪影響が懸念される場合等、実施することが認められない提案については、入札参加資格確認通知書にその旨記載する。

② 各評価項目設定に関する留意事項

評価項目	評価項目設定に関する留意事項
(1) 品質に係る 提案	①当該工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、「〇〇工（または構造物名）に施工上使用する材料（〇〇）等」の品質確保に対する技術的所見を評価する。 ②記載様式は、様式第5号とする。
(2) 施工上の課題 に係る提案	①当該工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上配慮すべき事項に対する技術的所見を評価する。 ②「施工上配慮すべき事項」としては以下の事例が考えられる。 1) 環境（騒音、振動、水質汚濁等）やリサイクルの観点から特に配慮すべき事項への対応 2) 当該工事の施工上、特に配慮すべき事項への対応 ③記載様式は、様式第6号とする。
(3) 工程に係る 提案	①当該工事に関する施工計画や工程管理に係わる技術的所見を評価する。 ②工程表（入札公告に明示された場合）には「準備工」と「後片付け工」の記載を求め、いつ着工し、いつ完成するのかを明確にする。 ③工程管理に係る技術的所見や工程のポイントとなる事項については様式第7号、工程表は様式第7号の2とする。
(4) 安全に係る 提案	①当該工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上および第三者への安全管理に対する技術的所見を評価する。 ②記載様式は、様式第8号とする。

- ・上表の（1）～（4）における配点の合計は最大15点とする。
- ・発注者は施工時の履行確認を行う。

(B) 企業の技術力（様式第9号、第10号、第10号の2）

(a) 施工実績

過去20年間（※）に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の実績を評価する。

（※）過去20年間の定義は、今回発注する工事の入札公告日の属する年度から遡って20年前の年度の4月1日から今回公告する案件の入札の申し込みを行った日までとする。

（参考図）



- ・ 加点対象となる同種工事の種類、規模等を公告に明示する。
- ・ 福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した同種工事の施工実績を評価する。
- ・ 共同企業体（甲型）の実績は、代表者としての実績に限り評価する。
- ・ 共同企業体（乙型）の実績は、分担工事の施工を行った構成員としての実績に限り評価する。
- ・ 技術資料には評価対象となる実績を1件記入すること。
- ・ CORINS 工事カルテ、施工図、契約書等の写しにより確認する。（必要最低限で可）

(b) 工事成績評定

福井県（土木三公社を除く）発注の工事で、過去2か年度（建築一式、管、電気、電気通信、機械器具設置、水道施設、消防施設、とび・土工については過去5か年度）に完成検査を受けた工事成績評定点の平均点（小数点第2位以下切捨）を評価する。評価点数は、計算した結果の小数点第2位以下を切捨てるものとする。

- ・ 対象業種は発注者が指定する業種（「土木一式」、「建築一式」、「鋼構造物」等）
- ・ 土木事務所、農林総合事務所等の閲覧場所で県の工事成績評定結果を必ず確認の上、記載すること。閲覧の結果、公表用工事成績表に疑義がある場合には、予め発注機関の確認を受けること。
- ・ 工事成績評定の申請の点数と、発注者が確認を行った点数が不整合である場合は、発注者と落札候補者とが、相互に確認を行った上で評価するものとする。
- ・ 県の工事成績評定を有しない場合は、次表により国の工事成績評定を対象とする。

	近畿 地方整備局 (港湾空港関係除く)	北陸 地方整備局 (港湾空港関係のみ)	近畿中国 森林管理局	北陸 農政局
港湾・漁港		○		
農村整備	○			○
治山・林道	○		○	
上記以外	○			

- ・ 国の工事成績評定を対象とする場合は、様式第10号と工事成績評定の写しを提出。（県の工事成績評定であれば様式第10号の提出は不要とする。）
- ・ 対象とする期間に工事成績評定を有しない企業については、「0点」として取扱う。
- ・ 7月1日以降に公告する案件から対象年度を切替える。

・評価基準

工事成績評定点の平均	配点
80 点以上	3.5
70 点以上 80 点未満	(工事成績評定点の平均点-70) × 0.3+0.5
70 点未満	0

なお、建築一式工事においては、県の工事成績評定を有しない場合、入札参加者が次の

①、②いずれかを選択し加点申請することが可能。

①上記に規定する国の工事成績評定（評価基準も上記による）

②次の(1)および(2)の条件を満たす民間工事等の施工実績

(1)過去5か年度に元請として完成した、発注工事と同種同程度以上の工事であること

(2)建築基準法の規定に適合していることを証明できるものとして、建築基準法の規定による検査済証および中間検査合格証（中間検査が不要なものを除く）の写しまたは検査機関発行のこれらに代わる証明書を提出できること。

（様式第10号の2を提出）

・評価基準

企業の工事成績として民間工事等の実績を評価する場合の加点条件	配点
過去5か年度に元請として完成した、発注工事と同種同程度以上の民間工事等が、建築基準法の規定に適合していることを証明できる	1.0
上記以外	0

(c)優良工事表彰

福井県優良工事表彰を受賞した企業を評価する。（直近の2か年）

・優秀賞、優良賞、特別賞を対象とするが、表彰名による区別は行わない。ただし、特別賞は「福井県優良工事等事業者表彰要綱」第4条の（1）および（2）を満たすものに限り評価の対象とする。

・対象業種は発注者が指定する業種（工事成績に準じる。）

・事務所長賞、国または市町など他の機関における表彰は対象外とする。

・毎年の表彰日の翌日以降に公告する案件から対象年度を切替える。

・評価は申請に基づき行う。

・優良工事表彰受賞による加点申請（以下、優良工事加点申請という。）を行った入札により落札した工事の契約は、発注機関ごとに、入札公告日の属する各年（※1）あたり原則1回限り（※2）とする。

（※1）ここでいう各年の年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）とする。

（※2）原則1回限りとは、評価方式（技術提案型、実績評価型、地域防災力維持型）によらず、各年あたり1回であるため注意すること。

(1) 優良工事加点申請は、事前審査型の場合は技術資料（様式第9号）に優良工事加点申請の記入を行い提出したことをもって、また、事後審査型の場合においては技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）に優良工事加点申請の自己評価点を記入し提出したことをもって、優良工事加点申請を行ったものとみなす。なお、優良工事加点申請の日は、事前審査型の場合は技術資料（様式第9号）の提出日、事後審査型の場合は入札日（技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）の提出日）とする。

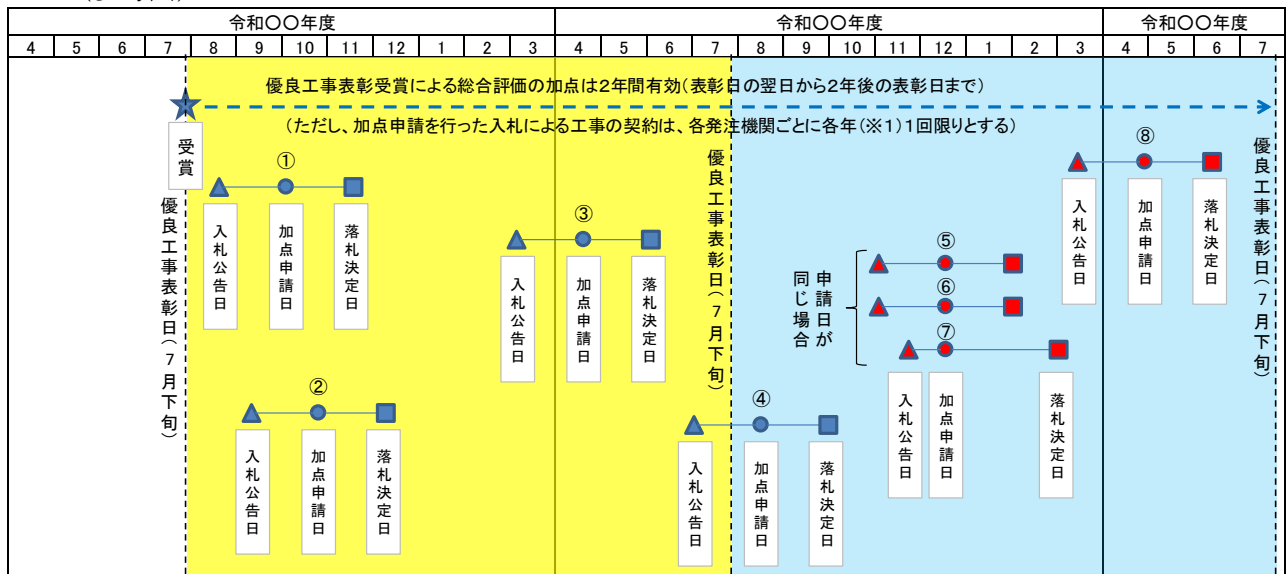
(2) 一の入札において優良工事加点申請を行った場合、優良工事加点申請の日から落札決定日までの期間は、同一発注機関における他の入札に同じ加点を申請することができない。（参考図）（ア）～（ウ）を参照。）

- (3) 優良工事加点申請を行ったが落札できなかった場合、または落札したが入札参加者の責によらない理由により契約に至らなかった場合は、以後の入札で再度の優良工事加点申請を行うことができる。
- (4) 「優良工事表彰の企業の加点 (0.5点)」と、(C) 配置予定技術者の技術力 (c) 優良工事表彰の「優良工事表彰工事における主任 (監理) 技術者として従事した経験の加点 (0.5点)」は、別々の入札に分けて優良工事加点申請をすることもできる。(契約数の制限は各々独立して取り扱うものとする。)
- (5) 2年連続して優良工事表彰を受賞した場合は、各々の表彰による優良工事加点申請の有効期間が重複する期間 (約1年間) が存在するが、その期間における優良工事加点申請による契約数の制限は各々の受賞毎に独立して取り扱うものとする。ただし、一の入札に2つの受賞の優良工事加点申請を合わせて行う (2倍の点数として申請する) ことはできない。

・評価基準

優良工事表彰受賞による加点申請	配点
優良工事表彰受賞による加点申請あり	0.5
優良工事表彰受賞による加点申請なし (または受賞なし)	0

(参考図)



- (ア) ①で優良工事加点申請を行った場合、落札決定日までの期間における優良工事加点申請②を無効とする。(②の優良工事表彰に関する項目を0点とする。ただし上記(4)、(5)のケースを除く。)(※事後審査型を除く)
- (イ) 同一の発注機関において、⑤、⑥、⑦のように、優良工事加点申請が同日となりえるケースでは、いずれか1件を選択し優良工事加点申請を行わなければならない。(上記(4)、(5)のケース以外で同日に複数の優良工事加点申請を行った場合は、その全ての入札における優良工事加点申請の点数を0点とする。)
- (ウ) ①で優良工事加点申請を行い落札した場合、③、④の優良工事加点申請は無効(上記(4)、(5)のケースを除く)となるが、有効期間の2年目である⑤～⑧の優良工事加点申請は有効。
- (エ) ④で優良工事加点申請を行い落札した場合、④は1年目の有効期間に属しているため、有効期間2年目の入札公告である⑤～⑧の優良工事加点申請は有効。

(d) ISO品質管理マネジメントシステム

ISO9001認証取得の有無を評価する。なお、入札に参加する企業が支社・支店・営業所等（以下、「支店等」という。）の場合は、当該支店等の本社などの上部組織（以下、「本社等」という。）がISO9001を取得していても、当該支店等がISO9001を取得していない場合は評価しない。ただし、本社等のISO9001付属書で、当該支店等がISO9001認証の対象に含まれることが確認できる場合は評価する。

- ・入札の申し込みを行った日における取得状況の評価する。
- ・認証の写し（企業名、有効期限が明確なもの）により確認する。
- ・評価基準

ISO認証取得	配点
取得している	0.5
上記以外	0

(e) 技能資格を保有する自社雇用技能者の配置

- ・入札の申し込みを行った日において、3か月以上の期間、元請け企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- ・健康保険証の写し、資格者証の写しを提出すること。
- ・発注者は施工時の履行確認（実地確認）を行う。
- ・主任（監理）技術者を兼務する場合は評価しない。
- ・施工時に、同じ資格を保有する他の自社雇用技能者に変更することは可能。ただし、変更時点において、原則としてすでに3か月以上の期間、元請け企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。
- ・入札時の申請に反して、当該技能資格を保有する自社雇用技能者（1名以上）が入札公告で指定された作業における作業期間のすべてに従事しなかった場合はペナルティの対象とする。

① 法面処理工事

発注者が指定する工種（吹付法砕工、モルタル（コンクリート）吹付工、植生基材吹付工等）におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事する場合に評価する。

- ・評価基準

技能資格を保有する自社雇用技能者の配置	配点
発注者が指定する工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事する	0.5
上記以外	0

- ・様式第9号に記載したのり面ノズルマン技能認定者（のうち最低1名以上）の氏名が様式第3号の2においてノズルマンとして記載されていない場合など、様式第3号の2と矛盾する場合は評価しない。
- ・当評価項目が加点され、工事の契約に至った場合は、別に定める「建設機械の確認に関する実施要領」に基づき当該工種の施工前に発注者に提出される「オペレータ配置実地確認申請書（法面処理工事用）」（以下、「オペレータ確認申請書」という。）の記載内容（工種、施工予定日、のり面ノズルマン技能認定者の氏名等）により、発注者が決める任意の日において、発注者は施工箇所での実地確認を行うため、当該技能者は現地で本人と確認できるものを所持すること。
- ・提出した技術資料（様式第9号）に記載した者と異なる者をオペレータ確認申請書に記載し、当該作業に従事させる場合は、その者の健康保険証の写し、資格者証の写しをオペレータ確認申請書に添付し提出すること。
- ・当評価項目が加点され契約した工事において、発注者が指定する工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事しなかった場合はペナルティの対象とする。

② 鋼構造物工事

工場製作における、仮付けのための罫書き作業、仮付け作業（※）、溶接作業、仮組立作業（以下、これらを「主たる鉄工作業」という。）のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作業）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事する場合に評価する。

（※）「仮付け作業」とは、部材同士を接合するための本溶接を行う前に、補助治具等を用いて、一方の部材の罫書き位置に他方の部材を正確に取り付け、仮付け溶接を行う一連の作業のことをいう。

・評価基準

技能資格を保有する自社雇用技能者の配置	配点
主たる鉄工作業のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作業）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事する	0.5
上記以外	0

- ・当評価項目が加点され、工事の契約に至った場合は、工場製作に着手するまでに、「1級鉄工技能士（構造物鉄工作業）配置実地確認申請書」（以下、「技能士確認申請書」という。）を監督職員に提出すること。発注者はその記載内容（主たる鉄工作業を行う工場の場所、作業期間、1級鉄工技能士の氏名等）により、発注者が決める任意の日において製作工場での作業状況の実地確認を行うため、当該技能者は現地で本人と確認できるものを所持すること。
- ・提出した技術資料（様式第9号）に記載した者と異なる者を技能士確認申請書に記載し、当該作業に従事させる場合は、その者の健康保険証の写し、技能検定合格証の写しを技能士確認申請書に添付し提出すること。
- ・当評価項目が加点され契約した工事において、主たる鉄工作業を一部でも下請けに出した場合、または主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作業）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事しなかった場合はペナルティの対象とする。

(C) 配置予定技術者の技術力（様式第11号）

- ・配置予定技術者は、主任（監理）技術者を評価対象とする。
- ・配置予定技術者が特定できず、複数の申請があった場合には、配置予定技術者に関する評価点の合計が最低となる者で評価する。
- ・入札の申し込みを行った日において、3ヶ月以上の期間、元請け企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・受注者の責に帰すべき事由により、施工時の技術者を変更した結果、入札時の評価点を満足しない場合は、ペナルティの対象とする。

(a) 配置予定技術者の施工経験

今回配置する予定の主任（監理）技術者を評価対象とし、次の①～③の元請け企業の技術者等としての経験を評価する。（表-1）

- ① 過去20年間（※1）の同種工事における主任（監理）技術者としての経験
- ② 過去20年間（※1）の同種工事における若手担当技術者（※2）としての経験
- ③ 過去20年間（※1）の同種工事における現場代理人または監理技術者補佐としての経験

（※1）過去20年間の定義は、「(B) 企業の技術力 (a) 施工実績」に準じる。

（※2）平成23年7月15日以降に入札公告された福井県発注の工事における担当技術者（担当技術者従事経験証明書により確認できる者に限る。）を含む。以下同じ

- ・加対象となる同種工事の種類、規模等を入札公告に明示する。
- ・完成・引渡しが完了した工事の経験を評価する。
- ・同種工事の経験として主体的に関与していること。
- ・共同企業体（甲型）の経験は、代表者の技術者等としての経験に限り評価する。
- ・共同企業体（乙型）の経験は、分担工事の施工を行った構成員の技術者等としての経験に限り評価する。
- ・工期途中で主任（監理）技術者等を交代した経験については原則評価しない。ただし、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の工場製作を含む工事において、工場から現地へ工事の現場が移行する時点で交代した経験については、工場製作に従事した配置技術者は工場製作の経験を評価し、現場施工に従事した配置技術者は現場施工の経験を評価する。
- ・工場製作を含む工事において、工場製作期間と現場施工期間の各々に異なる主任（監理）技術者を配置することが認められ、両期間における同種工事の経験を評価する工事については、工場製作期間における配置予定技術者は工場製作の経験を評価し、現場施工期間における配置予定技術者は現場施工の経験を評価した上で、評価点の合計が最低となる者で評価する。（評価点の判定方法についてはp. 24参照）
- ・原則として、福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した工事の施工経験を評価する。
- ・若手担当技術者として従事した経験を同種工事の経験とする場合には、福井県が発行した若手担当技術者従事経験証明書を提出すること。
- ・今回発注工事と同一業種の工事における現場代理人または監理技術者補佐として従事した経験を評価する。ただし、過去の同種工事に携わった段階で一級国家資格等（「(c) 若手担当技術者の常駐」における表-3）を保有していた場合に限る。
- ・工期途中で現場代理人または監理技術者補佐を交代した場合の経験は原則評価しない。
- ・CORINS工事カルテ、施工図、契約書等の写しを提出すること。
（必要最低限で可）

（表-1）

今回発注工事における 評価対象者	評価内容 (①から③を評価)
配置予定技術者 (主任(監理) 技術者)	① 過去20年間の同種工事における主任(監理)技術者としての経験
	② 過去20年間の同種工事における若手担当技術者(表-2)としての経験
	③ 過去20年間の同種工事における現場代理人または監理技術者補佐(同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有)としての経験

（表-2）

評価条件	経験した 工事の業種	CORINS 登録	福井県による 若手担当技術者の従事経験 証明(※3)
右の条件を満たす今回 発注工事と同種工事 (※2)であること	今回発注工事と 同一業種(※1) の工事	必須	必須

(※1) ここでいう同一業種の「業種」とは、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「鋼構造物工事」などの建設工事の種類とする。

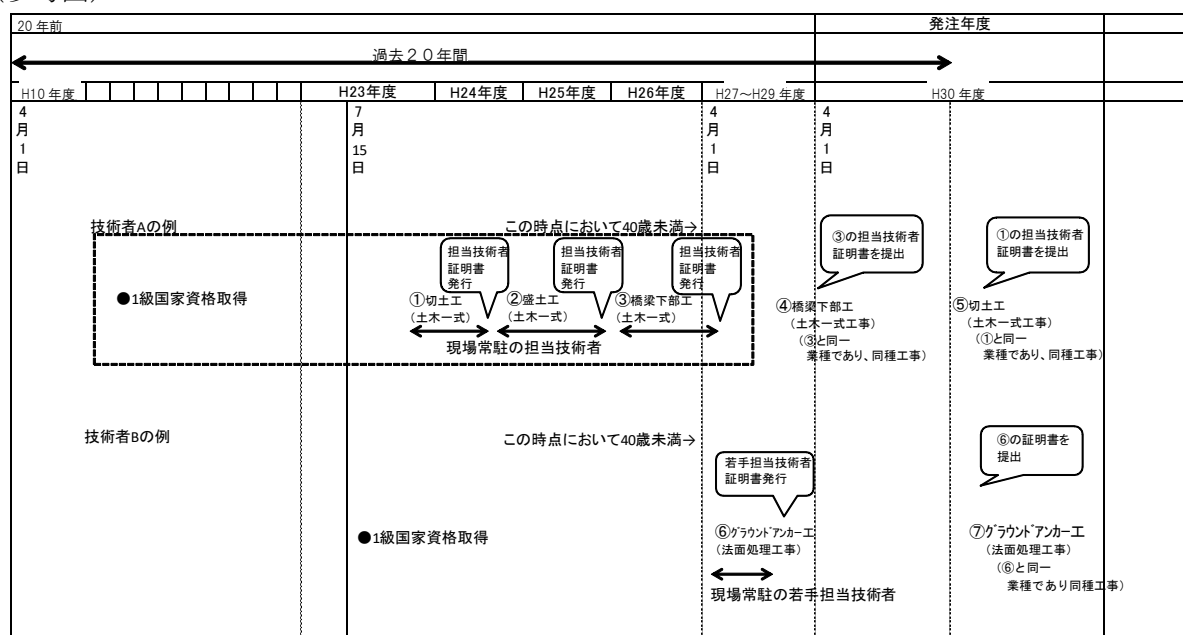
(※2) 「同種工事」とは、今回発注される工事と同種の工事のことをいう。

(例：(今回)トンネル → (過去)トンネル、(今回)鋼橋上部工 → (過去)鋼橋上部工)

- (※3) 若手担当技術者としての経験の場合のみ必要。「若手担当技術者従事経験証明書」は平成27年4月1日以降に入札公告された福井県発注の工事の完成後から、当該工事の発注機関（発注事務所）で発行を開始する。若手担当技術者従事経験証明書の発行を希望する場合は、若手担当技術者の常駐条件を満たした上で、原則、当該工事の完成通知書と共に「若手担当技術者従事経験証明申請書」を発注機関（発注事務所）に提出すること。（原則として、完成通知の日から30日以内に申請のあったものについて証明書を発行する。）（平成23年7月15日以降に入札公告された福井県発注の工事において発行された担当技術者従事経験証明書でも可とする。）

若手担当技術者が工事期間中に常駐しなかった場合は従事経験証明書を発行しない。（発注者はCORINS等により当該工事の完成日における主任（監理）技術者の専任状況、若手担当技術者の工事期間中におけるCORINS登録状況等を確認する。）

(参考図)



※技術者Aの場合

- ・①、②、③の工事はいずれも④、⑤の工事と同一業種であり、契約金額が2,500万円（建築一式工事にあっては5,000万円）以上であること。
- ・現場常駐の担当技術者として従事する①、②、③の工事の入札公告は平成23年7月15日以降であること。
- ・1級国家資格は①、②、③のそれぞれの工事に従事する以前に取得していること。
- ・上記をすべて満たした場合、それぞれの工事の完成以降に入札の申し込みを行う案件について、現場常駐の若手担当技術者としての同種工事の施工経験を評価する。
 - ④の工事については、同種工事③の施工経験を評価する。
 - ⑤の工事については、同種工事①の施工経験を評価する。

※技術者Bの場合

- ・⑥の工事は⑦の工事と同一業種であること。
- ・現場常駐の若手担当技術者として従事する⑥の工事の入札公告は平成27年4月1日以降であること。
- ・1級国家資格は⑥の工事の入札申し込みを行った日以前に取得していること。
- ・上記をすべて満たした場合、⑥の工事の完成以降に入札の申し込みを行う案件（⑦の工事）について、現場常駐の若手担当技術者としての同種工事⑥の施工経験を評価する。

(b) 配置予定技術者の保有資格

工事内容に応じて、配置予定技術者（主任（監理）技術者）の保有資格の有無を評価する。

- ・標準型においては必要な資格を工事内容により設定する。
- ・資格者証等の写しにより確認する。

① 土木一式、鋼構造物工事

評価基準（設計金額 7000 万円未満の土木一式、鋼構造物工事）

資格	配点
1級土木施工管理技士	1.0
上記以外	0

ただし、以下に該当する場合は下表のとおりとする。

主たる工事内容が鉄筋コンクリート、プレストレストコンクリートの場合

- ・評価基準（設計金額 7000 万円未満の土木一式）

資格	配点
1級土木施工管理技士 およびコンクリートの品質確保に資する資格（※）	1.0
1級土木施工管理技士 またはコンクリートの品質確保に資する資格（※）	0.5
上記以外	0

- ・評価基準（設計金額 7000 万円以上の土木一式）

資格	配点
コンクリートの品質確保に資する資格（※）	0.5
上記以外	0

（※）ここでいうコンクリートの品質確保に資する資格とは、コンクリート診断士、コンクリート主任技士、コンクリート技士、プレストレストコンクリート技士、コンクリート構造診断士とする。

② 舗装工事

評価基準

資格	配点
1級舗装施工管理技術者	1.0
2級舗装施工管理技術者	0.5
上記以外	0

③ 法面工事

評価基準

資格	配点
のり面施工管理技術者 グラウンドアンカー施工士 地すべり防止工事士	1.0
上記以外	0

(c) 若手担当技術者の常駐

原則、専任の監理技術者等の下で、40歳未満（当該工事の入札書提出日が属する年度の4月1日時点の年齢）で一級国家資格等（※）を有する若手担当技術者を常駐させることで加点する。

（※）一級国家資格等とは、（表-3）によるものとする。

ただし、監理技術者は、当該工事以外の工事と契約工期が重複し、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる工事に限り兼務を認める。

また、特例監理技術者（※）および主任技術者については、当該工事以外の工事が同一の場所において施工する工事で、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性もしくは連続性が認められる工事に限り兼務を認める。

（※）特例監理技術者とは、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。

- ・ 若手担当技術者の施工経験については、工事完了後の次回の入札において監理技術者等の経験として評価の対象とする。
- ・ 若手担当技術者は、現場代理人と兼務することができる。
（ただし、他工事の現場代理人と兼務することは認めない。）
- ・ 若手担当技術者を配置する場合は、以下の（ア）～（オ）の条件をすべて満たすことを必須とする。なお、現場常駐の若手担当技術者の配置は、一つの工事につき一名のみとする。合併入札においては、各工事それぞれに別の若手担当技術者を配置する場合に加点する。

- （ア） 若手担当技術者は、当該工事に配置される専任の監理技術者等の指導の下で、当該工事における監理技術者等相当の職務内容の習得を目的として当該工事現場に常駐する者であること。
- （イ） 若手担当技術者は当該工事の入札の申込みを行った日時点においてすでに3か月以上の期間、当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る。）に直接的かつ恒常的に雇用されている者であること。
- （ウ） 当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る。）が福井県内に主たる営業所を有する企業であること。
- （エ） 当該工事における若手担当技術者のCORINS登録を行うこと。CORINS登録は、担当技術者として登録すること。（「登録内容確認書」の提出がない場合は、原則、若手担当技術者従事経験証明書を発行しない。）
- （オ） 当該工事で提出する「現場代理人等通知書」に「現場常駐の若手担当技術者」の氏名を記載し、健康保険証の写しおよび一級国家資格者証の写しと共に提出すること。

若手担当技術者の常駐による加点申請	配点
専任の監理技術者等の下で若手担当技術者の常駐	0.5
上記以外	0

(表-3) 1級国家資格等

業種 (建設工事の種類)	資格
土木一式工事、鋼構造物工事 (※1)、 舗装工事、塗装工事 (※1)、 法面処理工事、交通安全施設工事、 とび・土工・コンクリート (その他) 工事 石工事 (※1)、しゅんせつ工事、 水道施設工事	1級土木施工管理技士
建築一式工事、大工工事、屋根工事、 タイル・レンガ・ブロック工事、 内装仕上工事、鋼構造物工事 (※2)	1級建築士または 1級建築施工管理技士
左官工事、鉄筋工事、板金工事、 ガラス工事、防水工事、熱絶縁工事、 建具工事、石工事 (※2)、塗装工事 (※2)	1級建築施工管理技士
電気工事	1級電気工事施工管理技士
管工事	1級管工事施工管理技士
鋼構造物工事	1級土木施工管理技士
造園工事	1級造園施工管理技士
機械器具設置工事、電気通信工事、 さく井工事、消防施設工事、清掃施設工事	不要 (当該建設工事の監理技術者等となる資格)

(※1) 土木工事に限る。

(※2) 建築工事に限る

(d) 優良工事表彰

福井県優良工事表彰を受賞した工事における主任 (監理) 技術者として従事した経験を評価する。(直近の2か年)

- ・評価は申請に基づき行う。
- ・福井県優良工事表彰を受賞した工事における主任 (監理) 技術者として従事した経験による加点申請を行った工事の契約は、発注機関毎に、入札公告日の属する各年 (※1) あたり原則1回限り (※2) とする。
(※1) ここでいう各年の年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間 (約1年間) とする。
(※2) 原則1回限りとは、評価方式 (技術提案型、実績評価型、地域防災力維持型) によらず、各年あたり1回であるため注意すること。

- ・評価方法は「(B) 企業の技術力 (c) 優良工事表彰」に準じる。

なお、鋼橋上部工事等で、同一の工事において工場製作と現場施工の各々の従事期間に異なる主任 (監理) 技術者を配置し優良工事表彰を受賞している場合は、さらに以下の①～③の制約条件があるため注意すること。

- ①工場製作を担当して優良工事表彰を受賞した技術者は工場製作期間限定の配置予定技術者、現場施工を担当して優良工事表彰を受賞した技術者は現場施工期間限定の配置予定技術者として優良工事加点申請を行う場合のみ評価する。

②いずれか1名の優良工事加点申請を行った時点で、その入札における落札が決定するまで、他方の者は当該発注機関における他の入札への優良工事加点申請ができなくなり、さらに落札した場合は両者が当該発注機関のその年（※）におけるその後の優良工事加点申請ができない。（※）ここでいう年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）をいう。

③申請できる入札のケースについては、「(B)企業の技術力 (c)優良工事表彰」に準じる。なお、様式については、「様式第9号」を「様式第11号」に読み替える。
(評価点の判定方法についてはp. 24参照)

- ・現場代理人、監理技術者補佐、若手担当技術者として従事した工事の受賞経験は評価しない。
- ・配置予定技術者が、受賞時に所属していた企業と異なる企業に所属している場合には評価しない。
- ・共同企業体として表彰を受けたものは、代表者の主任（監理）技術者の従事経験を評価対象とする。

・評価基準

優良工事表彰受賞の経験による加点申請	配点
優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5
優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）	0

(e) 継続学習への取組状況

①「土木一式工事」および「鋼構造物工事」

建設系CPD協議会加盟団体に継続参加中であり、取得単位数が一定の水準を満たした場合に加点する。

- ・設計金額7,000万円以上で「(b)配置予定技術者の保有資格」を評価項目としない案件において評価項目とする。
- ・証明する資料として、各団体が発行する証明書の写しの提出が必要であり、単一企業の社内研修会は単位数算定の対象外とする場合がある。
- ・有効とする証明期間は、今回発注する工事の入札公告日の属する年度から、評価基準の年数（1年～5年のいずれか）に1年を加えた年数を遡った年度の4月1日から入札の申し込みを行った日までで、評価基準の年数に応じた任意の連続した期間とする。

・評価基準（標準）

取得単位数	配点
推奨単位数以上 年数×各加盟団体の年間推奨単位 (例) (社)全国土木施工管理技士会連合会 (CPDS) 20ユニット/年、40ユニット/2年、60ユニット/3年、 80ユニット/4年、100ユニット/5年	1.0
推奨単位数の半分以上 年数×各加盟団体の年間推奨単位÷2 (例) (社)全国土木施工管理技士会連合会 (CPDS) 10ユニット/年、20ユニット/2年、30ユニット/3年、 40ユニット/4年、50ユニット/5年	0.5
上記以外	0

ただし、以下に該当する場合は下表のとおりとする。
主たる工事内容が鉄筋コンクリート、プレストレストコンクリートの場合

・ 評価基準

取得単位数	配点
推奨単位数以上 年数×各加盟団体の年間推奨単位 (例) (社) 全国土木施工管理技士会連合会 (CPDS) 20ユニット/年、40ユニット/2年、60ユニット/3年、 80ユニット/4年、100ユニット/5年	0.5
上記以外	0

・ 建設系CPD協議会加盟団体および各団体の推奨単位

No.	加盟団体	年間推奨単位
1	(公社) 空気調和・衛生工学会	50
2	(一財) 建設業振興基金	12
3	(一社) 建設コンサルタント協会	50
4	(一社) 交通工学会	50
5	(公社) 地盤工学会	50
6	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20
7	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50
8	(一社) 全国測量設計業協会連合会	20
9	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20
10	(一社) 全日本建設技術協会	25
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50
12	(公社) 土木学会	50
13	(一社) 日本環境アセスメント協会	50
14	(公社) 日本技術士会	50
15	(公社) 日本建築士会連合会	12
16	(公社) 日本コンクリート工学会	(評価対象外)
17	(公社) 日本造園学会	50
18	(公社) 日本都市計画学会	50
19	(公社) 農業農村工学会	50

(参考) 令和6年度に入札公告された案件の有効とする証明期間

20ユニット/年の場合	令和4年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した1年間
40ユニット/2年の場合	令和3年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した2年間
60ユニット/3年の場合	令和2年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した3年間
80ユニット/4年の場合	平成31年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した4年間
100ユニット/5年の場合	平成30年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した5年間

②建築一式工事

(社)日本建築士連合会の建築士CPD制度または建築CPD運営会議の建築CPD(継続能力職能開発)情報提供制度に登録し、取得単位数が一定の水準を満たした場合に加点する。

- ・証明する資料として、建築士連合会または建築CPD運営会議が発行する証明書の写しを提出すること。
- ・「能力開発期間」もしくは「履修期間」の有効とする証明期間は、今回発注する工事の入札公告日の属する年度から、評価基準の年数(1年～2年のいずれか)に1年を加えた年数を遡った年度の4月1日から入札の申し込みを行った日までで、評価基準の年数に応じた任意の連続した期間とする。

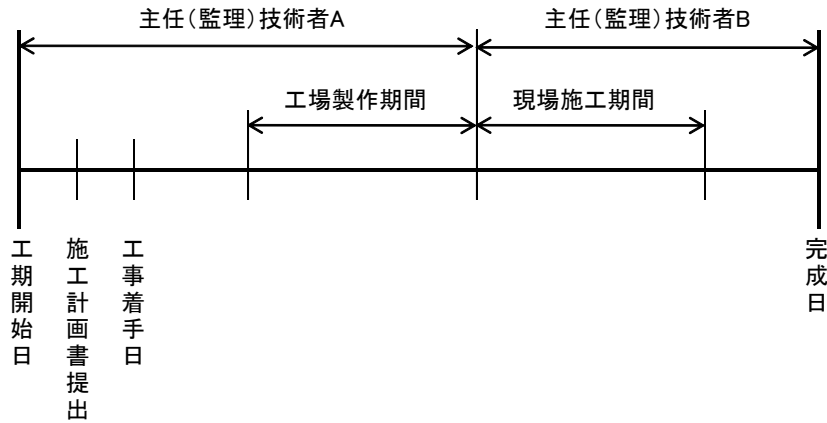
・ 評価基準

取得単位数	配点
推奨単位数以上 12単位/年 ※24単位/2年	0.5
上記以外	0

(参考) 令和6年度に入札公告された案件の有効とする証明期間

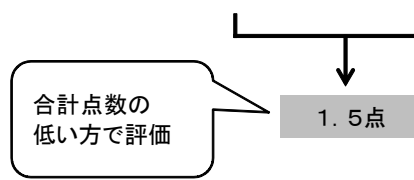
12単位/年の場合	令和4年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した1年間
24単位/2年の場合	令和3年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した2年間

工場製作期間と現場施工期間に異なる主任(監理)技術者を配置する場合の評価点



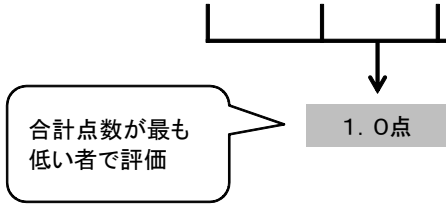
①同種工事の「工場製作および現場施工の経験を評価する」としている場合で、
工場製作期間と現場施工期間で異なる主任(監理)技術者を配置する場合の判定例

従事期間	工場製作期間	現場施工期間
配置予定技術者	A	B
同種工事の施工経験	1.5(工場製作の経験)	1.0(現場施工の経験)
保有資格・継続学習	0.0	1.0
優良工事表彰	0.0	0.5
合計点	1.5	2.5



②上記と同じ条件で、複数名の配置予定技術者の申請があった場合の判定例

従事期間	工場製作期間		現場施工期間		
	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3
配置予定技術者	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3
同種工事の施工経験	1.5	1.0	1.5	1.0	0.0
保有資格・継続学習	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0
優良工事表彰	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0
合計点	1.5	2.0	3.0	2.0	1.0



③過去の同一工事において、配置予定技術者A-2が工場製作期間に従事、配置予定技術者B-3が現場施工期間に従事し、2人で1つの優良工事表彰を受賞している場合

従事期間	工場製作期間		現場施工期間		
	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3
配置予定技術者	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3
同種工事の施工経験	1.5	1.0	1.5	1.0	1.0
保有資格・CPDS	0.0	1.0	1.0	1.0	0.0
優良工事表彰	0.0	0.5 (工場製作)	0.0	0.0	0.5 (現場施工)
合計点	1.5	2.5	2.5	2.0	1.5

B-3の優良工事表彰(0.5点)が含まれる判定結果
(落札した場合、A-2も当該発注機関のその年(※)におけるその後の優良工事加点申請ができなくなる)

1.5点

技術者A-2と技術者B-3が同一の入札で優良工事加点申請を行うことは可能

(D) 企業の地域性・社会性 (様式第9号、第9号の4)

(a) 地域精通度

主たる営業所 (建設業法に規定する主たる営業所) の所在を評価する。

- ・入札の申し込みを行った日における所在地を評価する。
- ・設定方法、評価基準

	地域要件		地域設定無し		県内全域	複数土木管内	単独土木管内
			特殊	一般			
主たる営業所の所在地	配点	2.5	県内	当該土木管内	工事実施市町	工事実施市町	工事実施市町
		1.0	—	県内	当該土木管内	当該土木管内	当該土木管内 (上記以外)
		0	県外	県外	他の土木管内	他の土木管内	—

・設定例

	地域要件		福井土木管内	奥越土木管内	丹南土木管内	小浜土木管内
主たる営業所の所在地	配点	2.5	東西南北の一地区	工事実施市町	工事実施市町	工事実施市町
		1.0	福井土木管内 (上記以外)	奥越土木管内 (上記以外)	丹南土木管内 (上記以外)	小浜土木管内 (上記以外)
		0	—	—	—	—

(b) 社会貢献度

① 広域防災への取組

県内の広範囲にわたって被害を及ぼす大規模な災害が発生した場合における応急復旧についての土木事務所管内を越えた応援体制を整えるなど、広域防災への取組（「総合評価落札方式における広域防災取組取扱要領」による）を行う企業を評価する。

- ・ 入札の申し込みを行った日における取組状況を評価する。
- ・ 評価基準（土木一式工事に限る）

広域防災への取組の有無	配点
取組あり	0.5
取組なし	0

② 福井県との緊急災害時の災害協定の有無

- ・ 入札の申し込みを行った日が属する年度における福井県との緊急災害時の災害協定の有無を評価する。
- ・ 県内全域を同じ水準でカバーする災害協定に限り評価する。
- ・ 協定の締結を証明するものの写しを提出すること。（当該発注事務所管内の「災害時等における応急対策業務に関する細目協定」を締結している場合は、証明するものの写しの提出は不要）
- ・ 評価基準

福井県との災害協定の締結	配点
締結あり	1.0
締結なし	0

(c) 地域貢献度

① 土木一式工事

過去2か年度における福井県または福井県内の市町との除雪作業（凍結防止剤散布を含む。）の契約実績を評価する。

- ・ 1月1日以降に公告する案件から対象年度を切替える。（直近の2か年度）
- ・ 評価基準

契約締結実績	配点
実績あり	1.0
実績なし	0

② 管工事（営繕系を除く。）

過去2か年度における福井県または福井県内の市町との消雪設備点検の契約実績を評価する。

- ・ 1月1日以降に公告する案件から対象年度を切替える。（直近の2か年度）
- ・ 評価基準

契約締結実績	配点
実績あり	1.0
実績なし	0

③ 舗装工事

過去2か年度における福井県または福井県内の市町との除雪作業（凍結防止剤散布を含む。）の契約実績を評価する。

- ・ 1月1日以降に公告する案件から対象年度を切替える。（直近の2か年度）
- ・ 評価基準

契約締結実績	配点
自社保有のグレーダによる除雪契約実績あり	1.0
上記以外の除雪作業の契約実績あり	0.5
実績なし	0

④建築一式工事

企業内の福井県震災建築物応急危険度判定士の有無を評価する。

- ・福井県震災建築物応急危険度判定士認定証および健康保険証の写しにより確認する。
- ・評価基準

判定士の有無	配点
3名以上（設計金額が2億円を超える工事） 2名以上（設計金額が2億円以下の工事）	0.5
上記以外	0

企業の福井県との県有建築物に係る緊急災害時等における災害協定締結の有無を評価する。

- ・協定の締結を証明するものの写しを提出すること。
- ・評価基準

災害協定の締結	配点
災害協定の締結あり	0.5
災害協定の締結なし	0

⑤営繕系の管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事

企業の福井県との県有建築物に係る緊急災害時等における災害協定締結の有無を評価する。

- ・協定の締結を証明するものの写しを提出すること。
- ・管工事においては県有機械設備に係る協定、電気工事および電気通信工事においては県有電気設備に係る協定、機械器具設置工事および消防施設工事においては県有機械設備または県有電気設備に係る協定に限る。
- ・評価基準

災害協定の締結	配点
災害協定の締結あり	1.0
災害協定の締結なし	0

(d) 県内企業および県産品の活用

次の（１）および（２）を満たす場合に評価する。

- ・評価基準

(1) 県内企業の活用および(2) 県産品の活用	配点
(1) および (2) を満たす	0.5
上記以外	0

(1) 当該工事における県内企業の活用計画。

- ・次の①～③のいずれかを満たす場合。

- ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する場合。
- ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。
- ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。

(上記①～③について、建築一式および営繕系の管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事においては、「発注者が指定する工種」を「発注者が指定する工種」を除く工種」と読み替える。

- ・下請企業については、1次下請はもとより、それに続く2次下請以下のすべての下請が県内企業の場合に評価する。
- ・部分的な活用は評価しない。（例：県内企業60%、県外40%）
- ・受注者の責に帰すべき事由により、入札時の申請に反して、施工時に県内に主たる営業所を有する企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。
- ・建築一式および営繕系の管・電気・電気通信・機械器具設置・消防施設工事と土木一式工事等では様式が異なるので注意を要する。
- ・上記の規定は、軽微な建設工事の下請工事（建設業の許可が不要な工事（一般的に建築一式1,500万円未満、建築一式以外500万円未満の工事）は除く。（入札公告に明示されない場合を含む）

①～③の位置付け

指定工種の 施工形態 元請企業	すべてを 元請企業が 自ら施工	元請企業が 一部を自ら施工し、 残りはすべて県内企業を 下請けとして活用	すべての 下請けに県 内企業を活 用	一部の 下請けが県 外企業	すべての 下請けが県 外企業
県内の元請企業	③	②	①	—	—
県外の元請企業	—	—	①	—	—

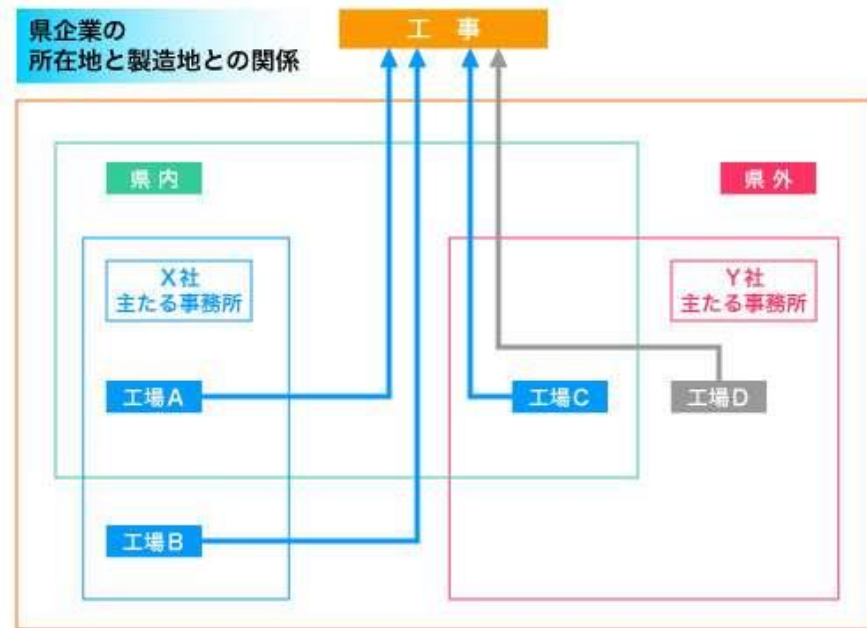
（—は加点評価しない）

(2) 使用資材の県産品活用

【県産品の定義】

次の要件をすべて満たすものを「県産品」と呼ぶ。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品であること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
- (2) 前号に該当することが判別できるものであること。(下図参照)



※県産品は、工場A、工場B、工場Cで製造したものとなる。
 ※工場Dで製造した建設資材または製品等は除く。

(福井県県産品活用推進センターのホームページ『福井建材資材ネット』
<http://www.vcnet.fukui.fukui.jp/kensan/about/whats.php> より)

①土木一式工事、鋼構造物工事等

当該工事での発注者指定の資材における県産品の活用計画を評価する。

- ・ 県産品はその定義等に準拠しなければならない。
- ・ 一資材の内、部分的な使用は評価しない。(例：県産品60%、県外品40%)
- ・ 受注者の責に帰すべき事由により、入札時の申請に反して、施工時に県外品に変更した場合は、ペナルティの対象とする。
- ・ 評価基準

県産品	評価基準
活用する	評価する
上記以外	評価しない

②建築一式工事

当該工事での発注者が指定する品目数以上の県産品の活用計画を評価する。

- ・ 県産品活用計画書(様式第9号の4)を提出すること。
- ・ 県産品はその定義等に準拠しなければならない。
- ・ 設計図書で県産品の使用を義務付けられている材料・製品は評価対象から除く。

- ・計画書に記載の県産品は、施工時に計画書に記載のない他の県産品に変更することができる。
- ・入札時に計画書に記載した県産品の品目数は、施工時に減らすことはできない。
- ・受注者の責に帰すべき事由により、入札時の申請に反して、施工時に申請した品目数の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。
- ・評価基準

県産品	評価基準
指定する品目数以上活用する	評価する
上記以外	評価しない

③営繕系の管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事

当該工事での発注者が指定する品目から指定品目数以上の県産品の活用計画を評価する。

- ・県産品活用計画書（様式第9号の4）を提出すること。
- ・県産品はその定義等に準拠しなければならない。
- ・計画書に記載した県産品は、その製造業者を他の県内製造・加工業者に変更することができる。
- ・計画書に記載した県産品の品目は、計画書に記載のない他の指定品目に変更することができる。ただし、品目数を減らすことはできない。
- ・受注者の責に帰すべき事由により、計画書に記載した県産品の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。
- ・評価基準

県産品	評価基準
発注者が指定する品目から指定品目数以上活用する	評価する
上記以外	評価しない

1.1 地域防災力維持型における評価項目および評価基準

入札公告および提出資料の様式等に評価内容を明確に記載し、必要に応じて記載内容が確認できる資料の添付、災害協定の証明書写し、除雪等の契約書の写し、配置予定技術者の年齢が確認できるもの（健康保険証等）の写し、1級国家資格者証の写し等、建設系CPD協議会加盟の各団体の発行する学習履歴証明書等の写し、専門技術者の資格が確認できる資料（合格証明書等）を求める。

以下に、「福井県建設工事総合評価落札方式（地域防災力維持型）試行実施要領」に基づき、「1.0 評価項目および評価基準」と異なる事項について以下に示す。

(A) 企業の技術力（様式第9号）（地域防災力維持型用）

(a) 工事成績評定

福井県（土木三公社を除く）発注の工事で、「土木一式」工事における過去2か年度に完成検査を受けた工事成績評定点の平均点（小数点第2位以下切捨）を評価する。評価点数は、計算した結果の小数点第二位以下を切捨てるものとする。

評価基準

工事成績評定点の平均	配点
80点以上	2.0
70.5点以上 80点未満	$(\text{工事成績評定点の平均点} - 70) \times 0.2$
70.5点未満	0

なお、過去2か年度の工事成績がない場合は、発注機関ごとに当該年度最初の落札1回に限り、「75点」を付与する。同じ入札日に複数の発注工事がある場合には、複数の工事に「75点」を申請できるが、開札順で最初に落札候補者となった1回のみを有効とする。

(b) 優良工事表彰

福井県優良工事表彰を受賞した企業を評価する。

・評価基準

優良工事表彰受賞による加点申請	配点
知事表彰受賞による加点申請あり	0.3
所長表彰受賞による加点申請あり	0.2
優良工事表彰受賞による加点申請なし（または受賞なし）	0

- ・知事表彰については直近の2か年、事務所長表彰については直近の過去1か年に受賞した表彰を対象とする。
- ・対象業種は「土木一式」工事とする。
- ・優良工事加点申請を行った入札により落札した工事の契約は、知事表彰については、発注機関毎、事務所長表彰については、表彰を受けた発注機関に限り入札公告日の属する各年（※）あたり原則1回限りとする。
（※）ここでいう各年の年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）とする。
- ・毎年の表彰日の翌日以降に公告する案件から対象年度を切替える。（知事表彰と事務所長表彰の表彰日が異なり、対象年度の切替え日も異なるため留意すること）
- ・優良工事加点申請方法等については、技術提案型および実績評価型と同様とする。

(c) 地域防災力維持（工事を自社および当該土木事務所管内の下請企業で施工する比率）

工事契約額の7割以上を自社および当該土木事務所管内の下請企業で施工する場合に評価する。（ただし自社で施工する比率は5割以上とする）

・評価基準

工事を自社で施工（5割以上）および当該土木事務所管内に主たる営業所を有する企業を下請けとして活用し施工する比率	配点
7割以上	0.7
7割未満	0

- ・自社（5割以上）および当該管内の下請企業で施工する比率については、以下の方法で算出するものとする。
自社で施工する比率 = {当初契約額 - (一次下請額の合計 + 下請への材料支給品額の合計)} / 当初契約額
自社および当該管内の下請企業で施工する比率 = {当初契約額 - (管外企業の一次下請額の合計 + 管外下請企業への材料支給品額の合計)} / 当初契約額
- ・単位は整数止めで「割」とし、小数点以下の端数は切捨てとする。
- ・合併入札の場合は、いずれの工事も自社施工比率（5割以上）と管内の下請企業の施工比率を加え7割以上とする場合に限り加点する。

(B) 配置予定技術者の技術力（様式第11号）（地域防災力維持型用）

(a) 配置予定技術者の保有する資格および年齢

・評価基準

配置予定技術者の保有する資格および年齢	配点
40歳未満かつ1級土木施工管理技士	1.5
1級土木施工管理技士	1.0
35歳未満	0.5
上記以外	0

- ・40歳未満かつ1級土木施工管理技士の資格を有する技術者（主任（監理）技術者）を配置する場合に評価する。

- ・ 1級土木施工管理技士の資格を有する技術者（主任（監理）技術者）を配置する場合に評価する。
- ・ 35歳未満の技術者（主任（監理）技術者）を配置する場合に評価する。
- ・ 評価対象とする年齢は、当該工事の入札書提出日が属する年度の4月1日時点の年齢とする。

(a-2) 配置予定技術者の建設系CPD協議会加盟団体の継続学習制度における取得単位数および年齢

建設系CPD協議会加盟団体の継続学習制度に継続参加中であり、推奨単位数以上を取得している場合および年齢について加点する。

- ・ 設計金額7千万円以上で「(a)配置予定技術者の保有する資格および年齢」を評価項目としない案件において評価項目とする。
- ・ 証明する資料として、建設系CPD協議会加盟の各団体が発行する証明書の写しの提出が必要であり、単一企業の社内研修会はユニット数算定の対象外とする場合がある。
- ・ 有効とする証明期間は、今回発注する工事の入札公告日の属する年度から、評価基準の年数（1年～5年のいずれか）に1年を加えた年数を遡った年度の4月1日から入札の申し込みを行った日までで、評価基準の年数に応じた任意の連続した期間とする。

・ 評価基準

配置予定技術者の建設系CPD協議会加盟団体の継続学習制度における取得単位数および年齢	配点
40歳未満かつ推奨単位数以上を取得している	1.5
推奨単位数以上を取得している	1.0
35歳未満	0.5
上記以外	0

- ・ 40歳未満かつ推奨単位数以上を取得している技術者（主任（監理）技術者）を配置する場合に評価する。
- ・ 推奨単位数以上を取得している技術者（主任（監理）技術者）を配置する場合に評価する。
- ・ 35歳未満の技術者（主任（監理）技術者）を配置する場合に評価する。
- ・ 評価対象とする年齢は、当該工事の入札書提出日が属する年度の4月1日時点の年齢とする。
- ・ 推奨単位数
年数×各加盟団体の年間推奨単位
(例) (社)全国土木施工管理技士会連合会(CPDS)
20ユニット/年、40ユニット/2年、60ユニット/3年、80ユニット/4年、100ユニット/5年のいずれかを満たすものとする。

(参考) 令和6年度に入札公告された案件の有効とする証明期間

20ユニット/年の場合	令和4年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した1年間
40ユニット/2年の場合	令和3年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した2年間
60ユニット/3年の場合	令和2年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した3年間
80ユニット/4年の場合	平成31年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した4年間
100ユニット/5年の場合	平成30年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した5年間

(C) 企業の地域性・社会性（様式第13号）（地域防災力維持型用）

(e) 契約件数

当該工事の入札書提出日の属する年度の契約件数に応じて評価する。

・評価基準

当該工事の入札書提出日の属する年度の契約件数	配点
0件	2.0
1件	1.0
2件	0.5
3件以上	0

- ・契約件数は、発注機関ごとの入札（総合評価落札方式（地域防災力維持型）によるものに限る。）による土木一式工事のうち、当該工事の入札書の提出日の前日までに落札決定した件数をいう。
- ・落札決定した工事が「合併入札」であった場合には、その入札工事全体で1件とカウントする。
- ・同じ入札日に複数の地域防災力維持型の発注工事がある場合には、1つの工事のみ契約件数に応じた点数を申請し、それ以外の工事には順次「契約件数が1件ずつ増えたものと仮定した点数」で加点申請を行うこと。ただし、複数の工事に同じ点数を申請した場合には、全ての申請点数を「0点」として評価する。

1.2 実績評価項目に関する共同企業体（JV）の評価対象

		企業	A	B	A	B			
		今回の入札案件での参加形態	単体	単体	経常JVまたは特定JVを構成				
		代表者と構成員の区分	—	—	代表者	構成員			
		過去の形態	経常JVまたは特定JVを構成		単体またはJV	単体またはJV			
		代表者と構成員の区分	代表者	構成員	—	—			
評価項目	審査基準	評価内容	加点対象		加点対象				
企業 の 技術 力	同種工事の施工実績	◆企業が同種工事の施工実績を有すること。	過去20年間の同種工事の施工実績	○	×	○	×		
	工事成績評定点	◆企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしていること。	過去2か年度の工事成績評定点の平均点	○	○	○	×		
	優良工事表彰	◆企業の優良工事表彰の実績	過去2年間の福井県優良工事表彰の有無	○	×	○	×		
	ISOマネジメントシステムの取組	◆ISO取得の取組	ISO9001認証取得の有無	○	○	○	×		
	技能資格を保有する自社雇用技術者の配置	◆技能資格を保有する自社雇用技術者を1名以上配置	指定工種における施工期間のすべてに従事	○	○	○	○		
技術 的 能 力 の 審 査	実績 確 認 項 目	配置 予 定 技 術 者 の 技 術 力	同種工事の施工経験	◆配置予定技術者が同種工事の施工経験を有すること。	過去20年間の同種工事の施工経験	○	×	○	×
			保有資格 (または継続学習)	◆配置予定技術者が保有する資格	監理技術者(又は主任技術者)が保有する資格	○	○	○	×
			若手担当技術者の常駐	◆若手担当技術者の常駐有無	監理技術者等の下で40歳未満の1級国家資格を有する若手担当技術者を常駐	○	○	○	×
			優良工事表彰	◆配置予定技術者の優良工事表彰工事の経験の有無	過去2年間の福井県優良工事表彰工事における経験の有無	○	×	○	×
			企業 の 地 域 性 ・ 社 会 性	地域 精 通	社会 貢 献	地域精通	◆主たる営業所の所在地	主たる営業所(建設業法に規定する主たる営業所に限る。)の所在地	○
社会貢献	◆広域防災への取組	福井県内での大規模かつ広範囲な自然災害発生時における土木事務所管内を超えた応援体制の有無				○	○	○	×
社会貢献	◆福井県との災害協定締結	緊急災害時等における災害協定締結の有無				○	○	○	×
地域貢献	◆福井県または県内市町と除雪等契約を締結した実績の有無(営繕系を除く)	過去2か年度の福井県または県内市町との除雪等の契約締結の有無				○	×	○	×
地域貢献	◆企業の福井県と県有建築物に係る緊急災害時等における災害協定締結の有無(営繕系)	県有建築物に係る緊急災害時等における災害協定締結の有無	○	○	○	×			

注1：この表における「構成員」とは、「代表者以外の構成員」のことをいう。

注2：「共同企業体の実績」では、出資比率は問わないものとする。「○」は加点対象とし、「×」は加点対象としないことを表す。

注3：(*)は、福井県内の企業がJV代表者になれない案件では、構成員B社も評価対象とする場合がある。

ただし、福井県内企業B社の過去の実績がJVの構成員であった場合には、加点対象としない。

注4：案件に応じて変更することがあるため、公告内容を十分確認すること。

13 技術資料一覧

区分	作成および提出様式資料一覧	☆本資料	添付資料(※2)	タイプ区分と提出資料		提出時期と提出方法			
		様式番号		事前審査型	事後審査型	事前審査型		事後審査型	
				本資料	添付資料	本資料	添付資料		
—	技術資料提出書	様式第4号	無	○		入札参加資格確認申請書と同時に電送		入札書と同時に電送	
—	技術資料自己評価申請書	様式第4号の2	無	—	○	—			
技術提案	品質に係る提案	様式第5号	無	○ (必要に応じて設定)	—				—
	施工上の課題に係る提案	様式第6号	無						
	工程に係る提案	様式第7号	無						
		様式第7号の2	無						
	安全に係る提案	様式第8号	無						
企業の技術力	企業の技術力 (施工実績、ISO認証、優良工事表彰、技能資格を保有する自社雇用技能者)	様式第9号	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO、資格者証の写、健康保険証の写	○					
	企業の工事成績算出対象工事	様式第10号	工事成績の写し		県の工事成績を有しない場合				
	企業の工事成績として評価する工事の実績 (建築一式工事のみ)	様式第10号の2	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、建築基準法の規定による検査済証、中間検査合格証の写または検査機関発行のこれに代わる証明書の写		県の工事成績を有しない場合				
配置予定技術者	主任(監理)技術者 (保有資格、施工経験、優良工事表彰、継続学習)	様式第11号	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、資格者証、継続学習証明書の写	○					
	地域精通(主たる営業所の所在地)	様式第9号	無						
	広域防災への取組(土木一式工事のみ)		無						
	社会貢献(災害協定)		証明書写						
	地域貢献 (除雪等の契約) (応急危険度判定士)		契約書写、震災建築物応急危険度判定士認定証写、健康保険証の写						
	県内企業の活用		無						
	県産品の活用		無						
	様式第9号の4	無	建築、管、電気、電気通信、機械器具設置工事の場合						

入札参加資格確認申請書と同時に電送、郵送または持参により一部提出

電送入札参加資格確認申請書と同時に提出

1.4 落札者決定基準（評価項目）〔例〕

(1) 土木一式工事

別記2

「土木一式」 評価基準表(〇〇〇〇〇〇〇〇工事)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数	
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0	
企業 の 技術 力 6 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去20年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.5 1.0	
		上記以外		0.0	
		福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、〇〇地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか	8.0点以上 7.0点以上 8.0点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5 7.0点未満	3.5 0.5～ 3.4 0.0	
	(c) 優良工事表彰 〔業種：土木一式〕 (令和〇年度表彰、令和〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし (または受賞なし)	0.5 0.0	
		(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0
配置 予 定 技 術 者 の 技 術 力 3 ・ 5 点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去20年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等、現場代理人、監理技術者補佐としての施工経験を有しているか	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.5 1.0	
		上記以外		0.0	
		配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士の資格を保有 上記以外	1.0 0.0	
	(b-2) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格 ① 1級土木施工管理技士 ② コンクリートの品質確保に資する資格	左記①および②の資格を保有	1.0	
			左記①または②の資格を保有	0.5	
			上記以外	0.0	
	(b-3) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	コンクリートの品質確保に資する資格	0.5	
			上記以外	0.0	
	(c) 若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、1級土木施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐	若手担当技術者の常駐	0.5	
			上記以外	0.0	
		(d) 優良工事表彰受賞経験〔業種：土木一式〕 (令和〇年度表彰、令和〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5
優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし (または受賞なし)				0.0	
建設系CPD協議会加盟団体の取得単位数 〔推奨単位数〕 連続した1～5年間で年数×各団体の推奨単位数以上を満たすもの				推奨単位数以上を取得している 推奨単位数の半分以上を取得している 上記以外	1.0 0.5 0.0
建設系CPD協議会加盟団体の取得単位数 〔推奨単位数〕 連続した1～5年間で年数×各団体の推奨単位数以上を満たすもの				推奨単位数以上を取得している 上記以外	0.5 0.0
(D)	(a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり) 〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	2.5 1.0	
		上記以外		0.0	
		① 広域防災への取組	取組あり 取組なし	0.5 0.0	
	(b) 社会貢献度	② 福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0	
			災害協定の締結なし	0.0	
	(c) 地域貢献度 (令和〇年度または令和〇年度)	過去2か年度における県または市町と除雪作業（凍結防止剤散布を含む）の契約を締結した実績の有無	実績あり	1.0	
			実績なし	0.0	
社会 性 5 ・ 5 点	(d) 県内企業および県産品の活用	(1) 県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する（別表1参照） ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する	(1)および(2)を満たす	0.5	
		(2) 使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む) 発注者指定の品目（特記仕様書 別表 参照）に県産品を活用する	上記以外	0.0	
満 点			技術提案を求める標準型	30.0	
			技術提案を求めない簡易型	15.0	

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
 2. 特記仕様書〔別表〕県産品の活用において、該当欄がすべて空白である場合には、評価基準表「(1)および(2)を満たす」を「(1)を満たす」と読み替える。
 3. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
 4. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。
 ※ 入札に参加する者に必要な資格において配置予定技術者の保有資格を1級土木施工管理技士のみ求めている場合には、1級土木施工管理技士の資格は評価の対象としない。

別表1

県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
道路改良	擁壁工	以下全ての工種	

・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。

・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する場合。

② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。

③ 県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

(2) 鋼構造物工事

別記3

「鋼構造物工事」 評価基準表(〇〇〇〇〇〇〇工事)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
6・5点	(B) (a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去20年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0
		(b) 工事成績 「業種：鋼構造物」 (令和〇年度から令和〇年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、〇〇地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか	80点以上 70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5 70点未満
	(c) 優良工事表彰 [業種：鋼構造物] (令和〇年度表彰、令和〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし（または受賞なし）	0.5 0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0
	(e) 技能資格を保有する自社雇用技能者の配置	主たる鉄工作业（※）のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作业の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作业）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事するか	左記の内容のとおり従事する 上記以外	0.5 0.0
	3・5点	(C) (a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去20年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等、現場代理人、監理技術者補佐としての施工経験を有しているか	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外
(b) 配置予定技術者の保有する資格			配置予定技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士の資格を保有 上記以外
(c) 若手担当技術者の常駐		専任の監理技術者等の下で、1級土木施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐	若手担当技術者の常駐 上記以外	0.5 0.0
(d) 優良工事表彰受賞経験[業種：鋼構造物] (令和〇年度表彰、令和〇年度表彰)		過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）	0.5 0.0
(e) 配置予定技術者の継続学習への取組状況		建設系CPD協議会加盟団体の取得単位数 [推奨単位数] 連続した1～5年間で年数×各団体の推奨単位数以上を満たすもの	推奨単位数以上を取得している 推奨単位数の半分以上を取得している 上記以外	1.0 0.5 0.0
4・0点	(D) (a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり) 〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり) 上記以外	2.5 1.0 0.0
		(b) 社会貢献度	福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり 災害協定の締結なし
	(d) 県内企業および県産品の活用	(1) 県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する（別表1参照） ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する	(1) および(2)を満たす 上記以外	0.5 0.0
		(2) 使用資材の福井県産品活用（福井県内で生産された資材を含む） 発注者指定の品目（特記仕様書 別表 参照）に県産品を活用する	上記以外	0.0
満点	技術提案を求める標準型			29.0
	技術提案を求めない簡易型			14.0

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
 2. 配置予定技術者（主任（監理）技術者）については「技能資格を保有する自社雇用技能者の配置」の加点評価を行わない。
 3. 特記仕様書【別表】県産品の活用において、該当欄がすべて空白である場合には、評価基準表「(1) および(2)を満たす」を「(1)を満たす」と読み替える。
 4. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
 5. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。

(※) 「主たる鉄工作业」とは、工場製作における、仮付けのための罫書き作業、仮付け作業、溶接作業、仮組立作業のことをいう。また、当該評価項目が加点され契約した工事において、主たる鉄工作业の一部でも下請けに出した場合、または主たる鉄工作业の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作业）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事しなかった場合は別記1のペナルティの対象とする。

別表1

県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
砂防堰堤	鋼製堰堤工	以下全ての工種(鋼製スリット材料費を除く)	
	コンクリートえん堤本体工	以下全ての工種	
	仮設工	以下全ての工種	

・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。

・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

- ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する場合。
- ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。
- ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

(3) 建築一式工事

別記4

「建築一式」 評価基準表(〇〇〇〇〇〇工事)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
企業 の 技 術 力 6 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去20年間の企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 工事成績 「業種：建築一式」 (令和〇～〇年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、近畿地方整備局が発注する工事）の過去5か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか	80点以上	3.5
			70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5	0.5～3.4
			70点未満	0.0
			同種同程度の民間工事等の工事実績について、建築基準法の規定による検査済証および中間検査合格証（中間検査が不要なものを除く）の写しまたは検査機関発行のこれらに代わる証明書を提出できる場合	1.0
	(c) 優良工事表彰 【業種：建築一式】 (令和〇年度表彰、令和〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	上記以外	0.0
			優良工事表彰受賞による加点申請あり	0.5
			優良工事表彰受賞による加点申請なし（または受賞なし）	0.0
(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得している。	ISO9001認証を取得している。	0.5	
		上記以外	0.0	
配 置 予 定 技 術 者 の 技 術 力 4 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去20年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等、現場代理人、監理技術者補佐としての施工経験を有しているか	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有資格	配置予定技術者の保有資格	一級建築士かつ1級建築施工管理技士保有（設計金額7千万円以上の工事） 一級建築士または1級建築施工管理技士保有（設計金額7千万円未満の工事）	1.0
			上記以外	0.0
	(c) 若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、一級建築士または1級建築施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐	若手担当技術者の常駐	0.5
			上記以外	0.0
(d) 優良工事表彰受賞経験 【業種：建築一式】 (令和〇年度表彰、令和〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5	
		優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）	0.0	
(e) 配置予定技術者の継続学習への取組状況	建築士会CPD制度または建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における取得単位数 〔推奨単位数〕12単位/年間 または、24単位/2年間	推奨単位数以上を取得している	0.5	
		上記以外	0.0	
企 業 の 地 域 性、 社 会 性 5 ・ 0 点	(a) 地域精進度	主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
			〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 社会貢献度	福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0
			災害協定の締結なし	0.0
	(c) 地域貢献度	企業内の福井県震災建築物応急危険度判定士の有無	3名以上（設計金額2億円を超える工事） 2名以上（設計金額2億円以下の工事）	0.5
			上記以外	0.0
			福井県との保有建築物に係る緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり 災害協定の締結なし
	(d) 県内企業および県産品の活用	(1) 県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合 ① 元請企業が「発注者が指定する工種（別紙1）」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ② 「発注者が指定する工種（別紙1）」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種（別紙1）」を除く工種の全てを自ら施工する (2) 使用資材の福井県産品活用（福井県内で生産された資材を含む） 発注者指定の品目数以上（〇〇品目以上）	(1)および(2)を満たす	0.5
			上記以外	0.0
満点	技術提案を求める標準型			30.0
	技術提案を求めない簡易型			15.0

(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については、別記1のとおりとする。
2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
3. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。

県内企業の活用

発注者が指定する工種(県内企業の活用における評価対象でない工種)

	工種	工事範囲および概要	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

- ① 元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する。
- ② 「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する。
- ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てを自ら施工する。

・ 入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

(4) 舗装工事

別記5

「舗装工事」評価基準表(○○○○○○○○工事)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
企業 の 技術 力 6 ・ 0 点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成○年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去20年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの 上記以外	1.5 0.0
	(b) 工事成績 「業種：舗装」 (令和○年度から令和○年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、○ ○地方整備局が発注する工事（○○○○））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか	80点以上 70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5 70点未満	3.5 0.5～ 3.4 0.0
	(c) 優良工事表彰 [業種：舗装] (令和○年度表彰、令和○年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし (または受賞なし)	0.5 0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0
	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成○年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去20年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等、現場代理人、監理技術者補佐としての施工経験を有しているか	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの 上記以外	1.5 0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級舗装施工管理技術者の資格を保有 2級舗装施工管理技術者の資格を保有 上記以外	1.0 0.5 0.0
技術 予 定 技 術 者 の 3 ・ 5 点	(c) 若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、1級土木施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐	若手担当技術者の常駐 上記以外	0.5 0.0
	(d) 優良工事表彰受賞経験 [業種：舗装] (令和○年度表彰、令和○年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし (または受賞なし)	0.5 0.0
	(a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	○○市（町）に主たる営業所あり (○○土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
			○○土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0
上記以外			0.0	
(b) 社会貢献度	福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0	
		災害協定の締結なし	0.0	
企業 の 地 域 性 ・ 社 会 性 5 ・ 0 点	(c) 地域貢献度 (令和○年度または令和○年度)	自社保有のグレードによる除雪契約実績あり	1.0	
		上記以外の除雪作業の契約実績あり	0.5	
		実績なし	0.0	
	(d) 県内企業および県産品の活用	(1) 県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する（別表1参照） ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する (2) 使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む) 発注者指定の品目（特記仕様書 別表 参照）に県産品を活用する	(1)および(2)を満たす 上記以外	0.5 0.0
満 点	技術提案を求める標準型			29.5
	技術提案を求めない簡易型			14.5

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の内容の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
 2. 特記仕様書【別表】県産品の活用において、該当欄がすべて空白である場合には、評価基準表「(1)および(2)を満たす」を「(1)を満たす」と読み替える。
 3. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
 4. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。

別表1

県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
舗装	舗装工	以下全ての工種	

・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。

・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する場合。

② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。

③ 県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

(5) 法面処理工事

「法面処理工事」評価基準表(○○○○○○○○工事)

別記6

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数	
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0	
6・5点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成○年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去20年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0	
		(b) 工事成績 「業種：法面処理」 (令和○年度から令和○年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、○○地方整備局が発注する工事（○○○○○））の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか	80点以上 70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5 70点未満	3.5 0.5～3.4 0.0
		(c) 優良工事表彰 【業種：法面処理】 (令和○年度表彰、令和○年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり 優良工事表彰受賞による加点申請なし（または受賞なし）	0.5 0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0	
	(e) 技能資格を保有する自社雇用技能者の配置（※）	発注者が指定する下記の工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事するか	左記の内容のとおり従事する 上記以外	0.5 0.0	
		指定工種 【○○○○○○○○】			
5点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成○年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去20年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等、現場代理人、監理技術者補佐としての施工経験を有しているか	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの (例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの 上記以外	1.5 1.0 0.0	
		(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格 上記以外	1.0 0.0	
		(c) 若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、1級土木施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐 上記以外	0.5 0.0	
	(d) 優良工事表彰受賞経験 【業種：法面処理】 (令和○年度表彰、令和○年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり 優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）	0.5 0.0	
4・0点	(a) 地域精進度	主たる営業所の所在地	○○市（町）に主たる営業所あり (○○土木事務所管内に主たる営業所あり) ○○土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり) 上記以外	2.5 1.0 0.0	
		(b) 社会貢献度	福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無 災害協定の締結あり 災害協定の締結なし	1.0 0.0	
		(d) 県内企業および県産品の活用	(1) 県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する（別表1参照） ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する (2) 使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む) 発注者指定の品目（特記仕様書 別表 参照）に県産品を活用する。 上記以外	0.5 0.0	
満点			技術提案を求める標準型	29.0	
			技術提案を求めない簡易型	14.0	

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
 2. 配置予定技術者（主任（監理）技術者）については「技能資格を保有する自社雇用技能者の配置」の加点評価を行わない。
 3. 特記仕様書【別表】県産品の活用において、該当欄がすべて空白である場合には、評価基準表「(1) および (2) を満たす」を「(1) を満たす」と読み替える。
 4. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
 5. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。
 ※ 当評価項目が加点され契約した工事において、発注者が指定する工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事しなかった場合は別記1のペナルティの対象とする。

別表1

県内企業の活用

発注者が指定する工種			
レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
法面処理	法面工	以下全ての工種	

・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。

・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する場合。

② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。

③ 県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

(6) 管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事（営繕系を除く）

別記7 「管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事」（営繕系を除く）評価基準表(○○○○○○○工事)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
6 ・ 0 点	(B) (a) 同種工事の施工実績の有無 〔平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	過去20年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 工事成績 〔業種：○○工事〕 〔平成〇年度から令和〇年度〕	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、近畿地方整備局が発注する工事）の過去5か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか	80点以上	3.5
			70点以上 80点未満	0.5～ 3.4
			70点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5	0.0
	(c) 優良工事表彰 〔業種：○○工事〕 〔令和〇年度表彰、令和〇年度表彰〕	過去2年間ににおける福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり	0.5
			優良工事表彰受賞による加点申請なし（または受賞なし）	0.0
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか	ISO9001認証を取得している。	0.5
			上記以外	0.0
3 ・ 5 点	(C) (a) 同種工事の施工経験の有無 〔平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで〕	配置予定技術者が過去20年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等、現場代理人、監理技術者補佐としての施工経験を有しているか	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級○○施工管理技士の資格を保有	1.0
			上記以外	0.0
	(c) 若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、1級○○施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐	若手担当技術者の常駐	0.5
		上記以外	0.0	
(d) 優良工事表彰受賞経験 〔業種：○○工事〕 〔令和〇年度表彰、令和〇年度表彰〕	過去2年間ににおける福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5	
		優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）	0.0	
5 ・ 0 点	(D) (a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	○○市（町）に主たる営業所あり （○○土木事務所管内に主たる営業所あり）	2.5
			○○土木事務所管内に主たる営業所あり （福井県内に主たる営業所あり）	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 社会貢献度	福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0
			災害協定の締結なし	0.0
	(c) 地域貢献度 〔令和〇年度または令和〇年度〕※管工事（営繕系を除く）のみ適用	過去2か年度における県または市町と消雪施設点検の契約を締結した実績の有無	実績あり	1.0
			実績なし	0.0
	(d) 県内企業および県産品の活用	(1) 県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する（別表1参照） ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する	(1)および(2)を満たす	0.5
		(2) 使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む) 発注者指定の品目（特記仕様書 別表 参照）に県産品を活用する	上記以外	0.0
	満点	技術提案を求める標準型		
技術提案を求めない簡易型			14.5	

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
2. 特記仕様書【別表】県産品の活用において、該当欄がすべて空白である場合には、評価基準表「(1)および(2)を満たす」を「(1)を満たす」と読み替える。
3. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
4. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。

別表1

県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4

・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。

・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する場合。

② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。

③ 県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

(7) 管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事（営繕系）

別記8 「営繕系の管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事」評価基準表(〇〇〇〇〇〇〇工事)

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
6・0点	(B) 企業の技術力	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 工事成績 「業種：〇〇工事」 (平成〇年度から令和〇年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、近畿地方整備局が発注する工事）の過去5か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか	80点以上	3.5
			70点以上 80点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5	0.5～ 3.4
			70点未満	0.0
(c) 優良工事表彰 [業種：〇〇工事] (令和〇年度表彰、令和〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰の有無	優良工事表彰受賞による加点申請あり	0.5	
		優良工事表彰受賞による加点申請なし (または受賞なし)	0.0	
(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントIS9001認証を取得しているか	IS9001認証を取得している。	0.5	
		上記以外	0.0	
3・5点	(C) 配置予定技術者の技術力	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	1級〇〇施工管理技士の資格を保有	1.0
			上記以外	0.0
(c) 若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、1級〇〇施工管理技士を有する若手担当技術者を常駐	若手担当技術者の常駐	0.5	
		上記以外	0.0	
(d) 優良工事表彰受賞経験 [業種：〇〇工事] (令和〇年度表彰、令和〇年度表彰)	過去2年間における福井県の優良工事表彰を受賞した工事の監理技術者等としての経験の有無	優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5	
		優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし (または受賞なし)	0.0	
5・0点	(D) (a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
			〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 社会貢献度	福井県との緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり	1.0
			災害協定の締結なし	0.0
	(c) 地域貢献度	福井県との県有建築物に係る緊急災害時の災害協定の有無 (※1)	災害協定の締結あり	1.0
災害協定の締結なし			0.0	
(d) 県内企業および県産品の活用	(1) 県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する ① 元請企業が「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ② 「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種(別紙1)」を除く工種の全てを自ら施工する (2) 使用資材の福井県産品活用(福井県内で生産された資材を含む) 発注者指定の品目(別紙2)のうち〇〇品目以上に県産品を活用する	(1)および(2)を満たす	0.5	
		上記以外	0.0	
満点	技術提案を求める標準型			29.5
	技術提案を求めない簡易型			14.5

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
 2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。
 3. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。
 4. 現場代理人または監理技術者補佐としての経験は、過去の同種工事に携わった段階で1級国家資格等を保有していた場合に限る。

※1 管工事においては県有機械設備に係る協定、電気工事および電気通信工事においては県有電気設備に係る協定、機械器具設置工事および消防施設工事においては県有機械設備または県有電気設備に係る協定に限る。

県内企業の活用

発注者が指定する工種(県内企業の活用における評価対象でない工種)

	工種	工事範囲および概要	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

- ① 元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する。
- ② 「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する。
- ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てを自ら施工する。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

県産品の活用

(管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事)

県産品の定義、指定品目および品目の評価方法は下記のとおりとする。

1 県産品の定義

次のいずれかに該当するものをいい、その製品を製造するための原材料の産地・製造地は問わない。

- ア 福井県内に主たる営業所を有する者が製造した建設資材または製品等で、その事実を容易に判別できるもの。
- イ 福井県外に主たる営業所を有する者の福井県内に所在する製造所で最終工程が施されている建設資材または製品等で、その事実を容易に判別できるもの。

2 指定品目

品目名

3 県産品の品目評価方法

指定品目のうち、指定数量以上の県産品を活用する場合に評価する。

なお、県産品の品目計数の方法は次のとおりとする。

発注者が提示する設計書の中で、資材単価または複合単価で計上されている1項目の全量(営繕系の工事の場合は上記2の指定品目のうち、各品目の中の全量)を県産品とする場合に1と評価する。

4 その他

- ・県産品活用計画書(様式第9号の4)を提出すること。
- ・計画書に記載した県産品は、その製造業者を他の県内製造・加工業者に変更することができる。
- ・計画書に記載した県産品の品目は、計画書に記載のない他の指定品目に変更することができる。
- ・計画書に記載した県産品の品目数を減らすことはできない。
- ・受注者の責に帰すべき事由により計画書に記載した品目数の県産品の活用ができなかった場合はペナルティーの対象とする。
- ・県産品の定義は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品であること。
または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
- (2) 前号に該当することが判別できるものであること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
(詳細は、福井県県産品活用推進センターのホームページ『福井建材資材ネット』
<http://www.vcnet.fukui.fukui.jp/kensan/industry/About/> を参照のこと。)

同種同程度の工事の施工実績(例)

企業名 _____

項目		番号	例		
工事名称等	工事名	〇〇〇〇	工事		
	発注機関名	(〇〇県〇〇事務所等)			
	施工場所	(都道府県名・市町村名)			
	契約金額	(最終契約金額)			
	工期	年月～年月			
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率)			
工事概要等	構造・階数				
	延面積				
	スパン				

注1 公告の○(○)の条件を確認できる施工実績について記入すること。

注2 コリンズの登録内容確認書または契約書の写し・図面等、工事の施工実績が確認できる資料を添付すること。

様式第3号
配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(例)

(用紙A4)

工事名		企業名		
項目	監理技術者等 (主任技術者・監理技術者)	監理技術者等 (主任技術者・監理技術者)	現場代理人	監理技術者補佐
氏名・会社名	〇〇			
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 〇〇年卒業			
法令による免許	一級〇〇施工管理技士 (取得年および登録番号) 監理技術者資格 (取得年および登録番号)			
工事名称等	工事名	〇〇〇〇工事		
	発注機関名	(〇〇県〇〇事務所等)		
	施工場所	(都道府県名・市町村名)		
	契約金額	(最終契約金額)		
	工期	年 月 ~ 年 月		
	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者		
工事概要等	構造・階数			
	延面積			
	スパン			

審査基準日は、事前審査型の場合は入札参加資格確認申請書の提出時点、事後審査型の場合は入札書の提出時点とする。

現場代理人は、特例監理技術者、経營業務管理責任者、営業所の専任技術者および建設業法施行令第3条に規定する使用人と兼務できないので注意すること。

- 注1 ・現場代理人および入札公告の○(○)の条件を確認できる監理技術者等について記入すること。特例監理技術者を配置する場合は監理技術者補佐について記入し、特例監理技術者の配置に関する届出書(添付資料を含む)、チェックリストを併せて提出すること。
- 注2 ・コリンズの登録内容確認書、合格証明書等、監理技術者等の資格および施工経験が確認できる資料、自社と雇用関係(監理技術者等の場合は3ヶ月以上)が確認できる資料を添付すること。
・経營業務管理責任者、営業所の専任技術者(建設業許可を受けている全ての業種の専任技術者、また、従たる営業所の専任技術者も含む)および建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧を添付すること。(任意様式。ただし、法人の代表者または個人の事業主の押印ならびに記述内容が事実と相違ない旨を記すこと。)
- 注3 ・当工事における現場代理人および監理技術者等は、同一人が兼ねることができる。
- 注4 ・審査基準日において他の工事の現場代理人、監理技術者等、特例監理技術者または監理技術者補佐と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、別紙誓約書、ならびに当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。(当工事の契約工期の開始日までに、重複する工事が確実に完成することが確認できる書類等) 監理技術者等、特例監理技術者、監理技術者補佐については、一般競争入札共通事項の用語解説を参照のこと

機械の保有状況およびオペレータの配置 (例)

工事名		企業名			
項目	機械の種類				
登録番号					
型式					
製造番号					
自社保有・リースの別	自社保有 ・ リース	自社保有 ・ リース	自社保有 ・ リース	自社保有 ・ リース	自社保有 ・ リース
機械のオペレータ					

- 注1 この様式は、舗装工事および法面処理工事において使用する。
- 注2 「機械の種類」は、入札参加条件として指定された機械（舗装工事の場合：アスファルトフィニッシャー、タイヤローラー、マカダムローラー等、法面処理工事の場合：種子吹付機、モルタル吹付機、ポーリングマシン等）を記入すること。
- 注3 「機械のオペレータ」は、記載された機械を運転または操作する者の氏名を記入すること。なお、種子吹付機およびモルタル吹付機の場合については、ノズルマン、ガンマンの区別も明示すること。
福井県建設工事総合評価落札方式実施要領 様式第9号に記載したのり面ノズルマン技能認定者（のうち最低1名以上）が当様式においてノズルマンとして記載されていないなど、様式第9号と当様式間で矛盾があるときは、総合評価において評価されないので注意すること。
- 注4 添付書類として、自社保有（リース契約を含む。）を確認できる資料（市役所、町役場の資産証明、売買契約書（写）、車検証（写）、リース契約書（写）等）を提出すること（舗装工事の場合において、記載した機械が競争入札参加資格審査時に確認を受けた機械であれば提出不要とする。）。また、機械のオペレータについては、運転免許証、ローラー講習修了証、技能講習修了証、業務の従事歴に関する証明書、自社で3か月以上の雇用が確認できる資料（資格者証（写）、健康保険証（写）等）等を提出すること。ただし、健康保険証は保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと。
- 注5 機械のオペレータは、一つの機械について複数名での申請が可能である。

年 月 日

誓 約 書

入札執行者 様

所 在 地
商号または名称
代表者氏名

Ⓜ

_____(工事名を入力)_____
の入札参加資格確認を受けるに当たって、下記の事項に相違ないことを誓約します。

- 1 この工事に係る入札に、制限付き一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）第5条第1号クに掲げる資本的關係または人的關係（別紙参照）のある者が参加していないこと。
- 2 この工事に係る入札の入札参加資格確認の審査基準日※において、健康保険、厚生年金保険および雇用保険に加入し、かつ、それら全てについて保険料に未納がない（法令の規定により、加入について適用を除外されている場合を含む。）こと。

※ 入札参加資格確認の審査基準日は、事前審査型の場合は入札参加資格確認申請書の提出時点、事後審査型の場合は入札書の提出時点とする。
- 3 この工事を施工するに当たって、福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱の規定を遵守すること。

※ 上記事項に該当しないことが明らかになった場合には、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止等の措置を行うことがあります。

様式第4号の2
(建築一式工事)

技術資料自己評価申請書

工事名 ○○○○○○○○工事

工事場所 ○○市○○

企業名	企業の技術力								配置予定技術者の技術力								企業の地域性・社会性								技術評価点							
	様式第9号				様式第9・10号または10号の2				様式第11号								様式第9号															
	施工実績の有無	優良工事の加算申請の有無	ISO認証有無	工事成績					施工経験の有無	保有資格	若手担当技術者常駐の有無	優良工事加算点申請の有無	継続学習	地域精通度	社会貢献度	地域貢献度				県内企業および県産品の活用												
				件数	平均 (小数二位四捨)	加算点	有無	加算点								有無	加算点	有無	加算点		有無	加算点	有無	加算点								
	基準	加算点	有無	加算点	有無	加算点	件数	平均 (小数二位四捨)	加算点	基準	加算点	基準	加算点	有無	加算点	優良工事表彰 加算点	基準	加算点	主たる営業所	加算点	有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点	小計	合計

配点

最大	※1	1.5	有	0.5	有	0.5		80点以上	3.5	6.0	※3	1.5	一建士または一施士	1.0	有	0.5	有	0.5	推奨単位以上	0.5	4.0	坂井市	2.5	有	1.0	有	0.5	有	0.5	有	0.5	有	0.5	有	0.5	5.0	15.0
	※2	1.0					70.0~79.9点 (工事成績評定点の平均点-70)×0.3+0.5	3.4														三国土木管内	1.0													~	
最小	その他	0.0	無	0.0	無	0.0		70点未満	0.0	0.0	その他	0.0	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	その他	0.0	0.0	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	無	0.0	無	0.0	無	0.0	0.0	0.0		

記載例1

株○○○	※2	1.0	無	0.0	有	0.5	6	76.8	2.5	4.0	その他	0.0	その他	0.0	有	0.5	無	0.0	その他	0.0	0.5	○○市	2.5	無	0.0	有	0.5	有	0.5	有	0.5	有	0.5	4.0	8.5
------	----	-----	---	-----	---	-----	---	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	-----	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	-----	-----

記載例2

株○○○	※2	1.0	無	0.0	有	0.5	6	民間	1.0	2.5	その他	0.0	その他	0.0	有	0.5	無	0.0	その他	0.0	0.5	○○市	2.5	無	0.0	有	0.5	有	0.5	有	0.5	有	0.5	4.0	7.0
------	----	-----	---	-----	---	-----	---	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	-----	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	-----	-----

自己評価点

株○○○									0.0	0.0											0.0													0.0	0.0
------	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	-----

(平均点は少数点第二位以下を切捨てた小数点第一位までの数値とし、加算点は計算した結果の少数点第二位以下を切捨てる)

- 注意
- 事後審査型の案件において、入札公告に従い、入札書と同時に提出する。
 - 入札公告に添付された評価基準表に従い、様式第9号～第11号を作成した後に、記入すること。
 - 評価対象となっていない項目については空欄とすること。
 - 様式の改変は行わず、黄色着色の箇所のみ記入し、入札公告に添付されたエクセルのまま提出すること。なお、ファイル名には企業名称を含めること。
 - 入札書の提出に際し、エクセル以外のファイル形式となる書類を添付する必要がある場合は、福井県電子入札運用基準第8条に基づき、LZH形式またはZ1P形式により圧縮すること。
 - 入札参加資格確認申請書提出依頼を受けた者のみが、入札参加資格確認資料と併せて、様式第9号～11号および添付資料を提出すること。
 - 様式第4号の2と様式第9号～11号の記載内容に不整合がないよう、十分に注意して作成すること。**不整合があった項目は、加点しないことがある。**

※1	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの
※2	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの
※3	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの

様式第4号の2
(舗装工事)

技術資料自己評価申請書

工事名 ○○○○○舗装工事
 工事場所 ○○○○線 ○○市○○

企業名	企業の技術力								配置予定技術者								企業の地域性・社会性								技術評価点			
	様式第9号				様式第9・10号				様式第11号								様式第9号											
	施工実績の有無		優良工事 加算申請の有無		ISO認証有無		工事成績		施工経験の有無		保有資格		若手担当技術者 常駐の有無		優良工事 加算申請の有無		地域精通度		社会貢献度 福井県との 災害協定の締結		地域貢献度		県内企業および県 産品の活用					
	有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点	件数	平均 (小数二位切捨)	加算点	有無	加算点	有無	資格名	加算点	有無	加算点	有無	加算点	主たる 営業所	加算点	有無	加算点	有無	加算点		有無	加算点	
小計																									小計			
合計																												

配点

最大	※1	1.5	有	0.5	有	0.5		80点以上	3.5	6.0	※1	1.5	有	1.0	有	0.5	有	0.5	3.5	実施 市町 村	2.5	有	1.0	グレード有	1.0	有	0.5	5.0	14.5
								70.0~79.9点 (工事成績評定 点の平均点- 70)×0.3+0.5	~					有 二級舗 装	0.5					土木 管内	1.0			有	0.5				
最小	その他	0.0	無	0.0	無	0.0		70点未満	0.0	0.0	無	0.0	無	0.0	無	0.0	無	0.0	0.0	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	無	0.0	0.0	0.0

記載例

株式会社	※2	1.0	有	0.5	有	0.5	7	77.8	2.8	4.8	※2	1.0	有	二級舗 装	0.5	有	0.5	無	0.0	2.0	○○ 市	2.5	有	1.0	グレード 有	1.0	有	0.5	5.0	11.8
------	----	-----	---	-----	---	-----	---	------	-----	-----	----	-----	---	----------	-----	---	-----	---	-----	-----	---------	-----	---	-----	-----------	-----	---	-----	-----	------

自己評価点

株式会社									0.0	0.0										0.0										0.0	0.0
------	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	-----

(平均点は少数点第二位以下を切捨てた少数点第一位までの数値とし、加算点は計算した結果の少数点第二位以下を切捨てる)

注意

- ・事後審査型の案件において、入札公告に従い、入札書と同時に提出する。
- ・入札公告に添付された評価基準表に従い、様式第9号～第11号を作成した後に、記入すること。
- ・評価対象となっていない項目については空欄とすること。
- ・様式の改変は行わず、黄色着色の箇所のみ記入し、入札公告に添付されたエクセルのまま提出すること。なお、ファイル名には企業名称を含めること。
- ・入札書の提出に際し、エクセル以外のファイル形式となる書類を添付する必要がある場合は、福井県電子入札運用基準第8条に基づき、LZH形式またはZIP形式により圧縮すること。
- ・入札参加資格確認申請書提出依頼を受けた者のみが、入札参加資格確認資料と併せて、様式第9号～11号および添付資料を提出すること。
- ・様式第4号の2と様式第9号～11号の記載内容に不整合がないよう、十分に注意して作成すること。**不整合があった項目は、加点しないことがある。**

※1	施工実績（経験）のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの

様式第4号の2
(法面処理工事)

技術資料自己評価申請書

工事名 ○○○○○○法面工事
 工事場所 ○○○○地区 ○○市○○

企業の技術力										配置予定技術者								企業の地域性・社会性						技術評価点			
様式第9号										様式第9・10号			様式第11号								様式第9号						小計
施工実績の有無		優良工事 加算申請の有無		ISO認証有無		技術資格を保有する 自社雇用技能者の配置の有無		工事成績			施工経験の有無		保有資格		若手担当技術者 常駐の有無		優良工事 加算申請の有無		地域精通度		社会貢献度 福井県との 災害協定の締結		県産品および 県産品の活用		小計		
企業名	有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点	件数	平均 (小数二位切捨)	加算点	有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点	主たる 営業所	加算点	有無	加算点	有無	加算点	合計	

配点

最大	※1	1.5	有	0.5	有	0.5	有	0.5		80点以上	3.5	6.0	※1	1.5	有	1.0	有	0.5	有	0.5	3.5	○○市	2.5	有	1.0	有	0.5	4.0	13.5
	※2	1.0								70.0~79.9点 (工事成績評定 点の平均点-70) ×0.3+0.5	~		※2	1.0							○○ 土木管内	1.0					~		
最小	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	無	0.0		70点未満	0.0	0.0	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	無	0.0	0.0	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	0.0	0.0

記載例

株式会社	※2	1.0	有	0.5	有	0.5			7	77.3	2.6	4.6	※2	1.0	有 グラウンドアン カー	1.0	有	0.5	無	0.0	2.5	○○市	2.5	有	1.0	有	0.5	4.0	11.1
------	----	-----	---	-----	---	-----	--	--	---	------	-----	-----	----	-----	--------------------	-----	---	-----	---	-----	-----	-----	-----	---	-----	---	-----	-----	------

自己評価点

株式会社											0.0	0.0																0.0	0.0
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	-----

(平均点は少数点第二位以下を切捨てた小数点第一位までの数値とし、加算点は計算した結果の少数点第二位以下を切捨てる)

注意

- 事後審査型の案件において、入札公告に従い、入札書と同時に提出する。
- 入札公告に添付された評価基準表に従い、様式第9号～第11号を作成した後に、記入すること。
- 評価対象となっていない項目については空欄とすること。
- 様式の改変は行わず、黄色着色の箇所のみ記入し、入札公告に添付されたエクセルのまま提出すること。なお、ファイル名には企業名称を含めること。
- 入札書の提出に際し、エクセル以外のファイル形式となる書類を添付する必要がある場合は、福井県電子入札運用基準第8条に基づき、LZH形式またはZIP形式により圧縮すること。
- 入札参加資格確認申請書提出依頼を受けた者のみが、入札参加資格確認資料と併せて、様式第9号～11号および添付資料を提出すること。
- 様式第4号の2と様式第9号～11号の記載内容に不整合がないよう、十分に注意して作成すること。**不整合があった項目は、加点しないことがある。**

※1	施工実績（経験）のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの
※2	施工実績（経験）のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの

様式第4号の2

(管・電気・電気通信・機械器具設置・消防施設工事) (営繕系を除く)

技術資料自己評価申請書

工事名 ○○○○○○○○工事

工事場所 ○○○○ ○○市○○

企業名	企業の技術力										配置予定技術者								企業の地域性・社会性								技術評価点
	様式第9号					様式第9・10号					様式第11号								様式第9号								
	施工実績の有無		優良工事 加算申請の有無		ISO認証有無		工事成績			施工経験の有無		保有資格		若手担当技術者常駐の有無		優良工事 加算申請の有無		地域精通度		社会貢献度 福井県との 災害協定の締結		地域貢献度		県内企業および 県産品の活用			
	有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点	件数	平均 (小数二位切捨)	加算点	有無	加算点	資格名	加算点	有無	加算点	有無	加算点	主たる 営業所	加算点	有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点		

配点																												
最大	※1	1.5	有	0.5	有	0.5	80点以上	3.5	6.0	※1	1.5	一級管	1.0	有	0.5	有	0.5	3.5	○○市	2.5	有	1.0	有	1.0	有	0.5	5.0	14.5
	※2	1.0					70.0~79.9点 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3+0.5	~		※2	1.0								○○土木管内	1.0								~
最小	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	70点未満	0.0	0.0	その他	0.0	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	0.0	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	無	0.0	0.0	0.0

記載例																													
備考	※2	1.0	無	0.0	有	0.5	6	78.3	2.9	4.4	※2	1.0	一級管	1.0	有	0.5	無	0.0	2.5	○○市	2.5	有	1.0	有	1.0	有	0.5	5.0	11.9

自己評価点																													
備考																													
								0.0	0.0									0.0										0.0	0.0

(平均点は少数点第二位以下を切捨てた小数点第一位までの数値とし、加算点は計算した結果の小数点第二位以下を切捨てる)

注意

- 事後審査型の案件において、入札公告に従い、入札書と同時に提出する。
- 入札公告に添付された評価基準表に従い、様式第9号～第11号を作成した後に、記入すること。
- 評価対象となっていない項目については空欄とすること。
- 『地域貢献度』（様式第9号）の項目については、「管工事」のみ。
- 様式の改変は行わず、黄色着色の箇所のみ記入し、入札公告に添付されたエクセルのまま提出すること。なお、ファイル名には企業名称を含めること。
- 入札書の提出に際し、エクセル以外のファイル形式となる書類を添付する必要がある場合は、福井県電子入札運用基準第8条に基づき、LZH形式またはZIP形式により圧縮すること。
- 入札参加資格確認申請書提出依頼を受けた者のみが、入札参加資格確認資料と併せて、様式第9号～11号および添付資料を提出すること。
- 様式第4号の2と様式第9号～11号の記載内容に不整合がないよう、十分に注意して作成すること。**不整合があった項目は、加算しないことがある。**

※1	施工実績（経験）のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの
※2	施工実績（経験）のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの

様式第4号の2

(管・電気・電気通信・機械器具設置・消防施設工事) (営繕系)

技術資料自己評価申請書

工事名 ○○○○○○○○工事

工事場所 ○○○○ ○○市○○

企業名	企業の技術力								小計	配置予定技術者								小計	企業の地域性・社会性								小計	技術評価点 合計
	様式第9号				様式第9・10号					様式第11号									様式第9号									
	施工実績の有無		優良工事 加点申請の有無		ISO認証有無		工事成績			施工経験の有無		保有資格		若手担当技術者常駐の有無		優良工事 加点申請の有無			地域精通度		社会貢献度 福井県との 災害協定の締結		地域貢献度		県内企業および 県産品の活用			
	有無	加算点	有無	加算点	有無	加算点	件数	平均 (小数二位切捨)		加算点	有無	加算点	資格名	加算点	有無	加算点	有無		加算点	主たる 営業所	加算点	有無	加算点	有無	加算点	有無		

配点

最大	※1	1.5	有	0.5	有	0.5		80点以上	3.5	6.0	※1	1.5	一級管	1.0	有	0.5	有	0.5	3.5	〇〇市	2.5	有	1.0	有	1.0	有	0.5	5.0	14.5
	※2	1.0						70.0~79.9点 (工事成績評定点 の平均点-70) × 0.3+0.5	~		※2	1.0								〇〇 土木管 内	1.0								~
最小	その他	0.0	無	0.0	無	0.0		70点未満	0.0	0.0	その他	0.0	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	0.0	その他	0.0	無	0.0	無	0.0	無	0.0	0.0	0.0

記載例

株式会社	※2	1.0	無	0.0	有	0.5	6	77.9	2.8	4.3	※2	1.0	一級管	1.0	有	0.5	無	0.0	2.5	〇〇市	2.5	有	1.0	有	1.0	有	0.5	5.0	11.8
------	----	-----	---	-----	---	-----	---	------	-----	-----	----	-----	-----	-----	---	-----	---	-----	-----	-----	-----	---	-----	---	-----	---	-----	-----	------

自己評価点

株式会社									0.0	0.0									0.0									0.0	0.0
------	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	-----

(平均点は少数点第二位以下を切捨てた小数点第一位までの数値とし、加算点は計算した結果の少数点第二位以下を切捨てる)

注意

- 事後審査型の案件において、入札公告に従い、入札書と同時に提出する。
- 入札公告に添付された評価基準表に従い、様式第9号～第11号を作成した後に、記入すること。
- 評価対象となっていない項目については空欄とすること。
- 『地域貢献度』（様式第9号）の項目については、「福井県との県有建築物に係る緊急災害時の災害協定」の有無を記載すること。
- 様式の改変は行わず、黄色着色の箇所のみ記入し、入札公告に添付されたエクセルのまま提出すること。なお、ファイル名には企業名称を含めること。
- 入札書の提出に際し、エクセル以外のファイル形式となる書類を添付する必要がある場合は、福井県電子入札運用基準第8条に基づき、LZH形式またはZIP形式により圧縮すること。
- 入札参加資格確認申請書提出依頼を受けた者のみが、入札参加資格確認資料と併せて、様式第9号～11号および添付資料を提出すること。
- 様式第4号の2と様式第9号～11号の記載内容に不整合がないよう、十分に注意して作成すること。**不整合があった項目は、加点しないことがある。**

※1	施工実績（経験）のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの
※2	施工実績（経験）のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの

(1) 品質に係る提案 (1-O)

■ 項 目	品質向上に係る提案
<p>(例)</p> <p>【提案－1】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概要 (目的・方法・場所・期間等を項目を立て記載すること)・ 特徴・ 効果 <p>【提案－2】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概要 (目的・方法・場所・期間等を項目を立て記載すること)・ 特徴・ 効果 <p>【提案－3】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概要 (目的・方法・場所・期間等を項目を立て記載すること)・ 特徴・ 効果	
<p>注1：具体的かつ実現性のある内容であり、かつ課題解決に向けての工夫が見られる場合に評価する。 「設計図書」「共通仕様書」「特記仕様書」等に記載のある内容は「普通以下」とし、評価しない。</p> <p>注2：一つの提案につき【提案－O】と記載し、その下に概要、特徴、効果を簡潔に記載すること。 提案数は【提案－O】の数でカウントする。(例：2提案なら【提案－1】、【提案－2】のみ)</p> <p>注3：一般的な用語による記載を原則とするが、特殊な工法や方法、製品を用いる場合には、詳細な説明を付け加えること。</p> <p>注4：記載にあたっては、「必要に応じて・・・」、「状況に応じて・・・」などの曖昧な表現は避けること。</p>	

[P O/O]

(2) 施工上の課題に係る提案 (2-0)

■ 項 目	施工上の課題に係る提案
<p>(例)</p> <p>【提案-1】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概要 (目的・方法・場所・期間等を項目を立て記載すること)・ 特徴・ 効果 <p>【提案-2】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概要 (目的・方法・場所・期間等を項目を立て記載すること)・ 特徴・ 効果 <p>【提案-3】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概要 (目的・方法・場所・期間等を項目を立て記載すること)・ 特徴・ 効果	
<p>注1：具体的かつ実現性のある内容であり、かつ課題解決に向けての工夫が見られる場合に評価する。 「設計図書」「共通仕様書」「特記仕様書」等に記載のある内容は「普通以下」とし、評価しない。</p> <p>注2：一つの提案につき【提案-0】と記載し、その下に概要、特徴、効果を簡潔に記載すること。 提案数は【提案-0】の数でカウントする。(例：2提案なら【提案-1】、【提案-2】のみ)</p> <p>注3：一般的な用語による記載を原則とするが、特殊な工法や方法、製品を用いる場合には、詳細な説明を付け加えること。</p> <p>注4：記載にあたっては、「必要に応じて・・・」、「状況に応じて・・・」などの曖昧な表現は避けること。</p>	

[P O/O]

(3) 工程に係る提案 (3-O)

■ 項 目	工程に係る提案
<p>(例)</p> <p>【提案-1】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概要 (目的・方法・場所・期間等を項目を立て記載すること)・ 特徴・ 効果 <p>【提案-2】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概要 (目的・方法・場所・期間等を項目を立て記載すること)・ 特徴・ 効果 <p>【提案-3】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概要 (目的・方法・場所・期間等を項目を立て記載すること)・ 特徴・ 効果	
<p>注1：具体的かつ実現性のある内容であり、かつ課題解決に向けての工夫が見られる場合に評価する。 「設計図書」「共通仕様書」「特記仕様書」等に記載のある内容は「普通以下」とし、評価しない。</p> <p>注2：一つの提案につき【提案-O】と記載し、その下に概要、特徴、効果を簡潔に記載すること。 提案数は【提案-O】の数でカウントする。(例：2提案なら【提案-1】、【提案-2】のみ)</p> <p>注3：一般的な用語による記載を原則とするが、特殊な工法や方法、製品を用いる場合には、詳細な説明を付け加えること。</p> <p>注4：記載にあたっては、「必要に応じて・・・」、「状況に応じて・・・」などの曖昧な表現は避けること。</p>	

[P O/O]

(様式第7号の2)

(用紙A4)

工 程 表

工種・種別	単位	数量	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20

注1：「準備工」と「後片付け工」を必ず単独項目で記載すること。また、上記工程表は、記載例であって、記載行数・列数を制約するものではない。

[P O/O]

(4) 安全に係る提案 (4-O)

■ 項 目	安全に係る提案
<p>(例)</p> <p>【提案－1】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概要 (目的・方法・場所・期間等を項目を立て記載すること)・ 特徴・ 効果 <p>【提案－2】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概要 (目的・方法・場所・期間等を項目を立て記載すること)・ 特徴・ 効果 <p>【提案－3】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 概要 (目的・方法・場所・期間等を項目を立て記載すること)・ 特徴・ 効果	
<p>注1：具体的かつ実現性のある内容であり、かつ課題解決に向けての工夫が見られる場合に評価する。 「設計図書」「共通仕様書」「特記仕様書」等に記載のある内容は「普通以下」とし、評価しない。</p> <p>注2：一つの提案につき【提案－O】と記載し、その下に概要、特徴、効果を簡潔に記載すること。 提案数は【提案－O】の数でカウントする。(例：2提案なら【提案－1】、【提案－2】のみ)</p> <p>注3：一般的な用語による記載を原則とするが、特殊な工法や方法、製品を用いる場合には、詳細な説明を付け加えること。</p> <p>注4：記載にあたっては、「必要に応じて・・・」、「状況に応じて・・・」などの曖昧な表現は避けること。</p>	

[P O/O]

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準		過去20年間に、元請けとして完成・引渡し完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)			
同種工事の名称等	工事名称	○○○○○工事 (CORINS登録番号)			
	発注機関名	○○○○○○			
	工事場所	○○県○○市○○町○○ 一般県道○○○○○線			
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)			
	工期	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日			
	工事概要	○○			
工事成績評定		件数	件	平均点(小数点第2位切捨て)	点
優良工事表彰受賞による加点申請(*)		<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度() 表彰名() 工事名称()			
ISO9001 認証取得(*)		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()			
	広域防災への取組の有無(*)	(土木一式工事の場合のみ評価する) <input type="checkbox"/> 取組あり ・ <input type="checkbox"/> 取組なし			
	福井県との災害協定の締結(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	除雪契約の有無(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	指定工種における県内企業の活用(*)	<input type="checkbox"/> 次の①~③のいずれかを満たす ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する <input type="checkbox"/> 上記以外			
指定資材における県産品の活用(*)	<input type="checkbox"/> 全てを活用する ・ <input type="checkbox"/> 左記以外				

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、災害協定の証明書写し、除雪等の契約書の写し)を添付資料として提出すること。(当該発注事務所管内の「災害時等における応急対策業務に関する細目協定」を締結している場合は、災害協定の証明書写しの提出は不要)

- 記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。(CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)
- 福井県の工事成績評定を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
- (*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
- 記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価落札方式実施要領」および「公共工事における総合評価落札方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O/O]

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準		過去20年間に、元請けとして完成・引渡し完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)		
同種工事の名称等	工事名称	○○○○○工事 (CORINS登録番号)		
	発注機関名	○○○○○○		
	工事場所	○○県○○市○○町○○ 一般県道○○○○○線		
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)		
	工期	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日		
	工事概要	○○		
工事成績評定		件数	件	平均点(小数点第2位切捨て) 点
優良工事表彰受賞による加点申請(*)		<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度() 表彰名() 工事名称()		
ISO9001 認証取得(*)		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
技能資格を保有する自社雇用技能者の配置(*)		<input type="checkbox"/> 主たる鉄工作業のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士(構造物鉄工作業)」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事する <input type="checkbox"/> 上記以外		
		自社雇用技能者の氏名		技能検定合格証の取得年・番号
		○○ ○○		平成○○年 ○○○○号
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()		
	福井県との災害協定の締結(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
	指定工種における県内企業の活用(*)	<input type="checkbox"/> 次の①~③のいずれかを満たす ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する <input type="checkbox"/> 上記以外		
	指定資材における県産品の活用(*)	<input type="checkbox"/> 全てを活用する ・ <input type="checkbox"/> 左記以外		

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、自社雇用技能者の健康保険証、技能検定合格証、災害協定の証明書写し)を添付資料として提出すること。(当該発注事務管内の「災害時等における応急対策業務に関する細目協定」を締結している場合は、災害協定の証明書写しの提出は不要)

- 記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。(CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)
- 福井県の工事成績評定を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
- (*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
- 記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価落札方式実施要領」および「公共工事における総合評価落札方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準		過去20年間に、元請けとして完成・引渡し完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)			
同種工事の名称等	工事名称	〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号(登録がある場合))			
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇			
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇			
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)			
	工期	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日			
	工事概要	〇〇			
工事成績評定		件数	件	平均点(小数点第2位切捨て)	点
県の工事成績評定を有しない場合で、建築基準法に適合していることを証明できる民間工事等の実績(*)		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
優良工事表彰受賞による加点申請(*)		<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度() 表彰名() 工事名称()			
ISO9001 認証取得(*)		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()			
	福井県との災害協定の締結(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	福井県震災建築物応急危険度判定士の有無(*)	<input type="checkbox"/> 有(3名以上) ・ <input type="checkbox"/> 有(2名) ・ <input type="checkbox"/> 1名または無			
	福井県との県有建築物に係る緊急災害時等における災害協定締結の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	指定工種を除く工種における県内企業の活用(*)	<input type="checkbox"/> 次の①～③のいずれかを満たす ①元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てを自ら施工する <input type="checkbox"/> 上記以外			
指定品目数以上の県産品の活用(*)	<input type="checkbox"/> 活用する(品目以上) ・ <input type="checkbox"/> 活用しない				

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、災害協定の証明書写し、福井県震災建築物応急危険度判定士認定証および健康保険証の写し)を添付資料として提出すること。

- 福井県の工事成績評定を有しない場合は、次の①、②のいずれかによる申請が可能。
 - ①国の工事成績評定を用いる場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
 - ②民間工事等の実績を用いる場合は、該当箇所にマークし、様式第10号の2を併せて提出すること。
- 県産品の活用は、発注者が指定する品目数以上において県産品を活用する場合に評価する。様式第9号の4を添付すること。
- (*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
- 記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価落札方式実施要領」および「公共工事における総合評価落札方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O/O]

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準		過去20年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)			
同種工事の名称等	工事名称	○○○○○工事 (CORINS登録番号)			
	発注機関名	○○○○○○			
	工事場所	○○県○○市○○町○○ 一般県道○○○○○線			
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)			
	工期	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日			
	工事概要	○○			
工事成績評定		件数	件	平均点(小数点第2位切捨て)	点
優良工事表彰受賞による加点申請(*)		<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度 () 表彰名 () 工事名称 ()			
ISO9001 認証取得(*)		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地 ()			
	福井県との災害協定の締結(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	除雪契約の有無(*)	<input type="checkbox"/> 自社保有グレーダによる契約あり ・ <input type="checkbox"/> その他契約あり ・ <input type="checkbox"/> 無			
	指定工種における県内企業の活用(*)	<input type="checkbox"/> 次の①~③のいずれかを満たす ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する <input type="checkbox"/> 上記以外			
指定資材における県産品の活用(*)		<input type="checkbox"/> 全てを活用する ・ <input type="checkbox"/> 左記以外			

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、災害協定の証明書写し、除雪等の契約書の写し)を添付資料として提出すること。(当該発注事務所管内の「災害時等における応急対策業務に関する細目協定」を締結している場合は、災害協定の証明書写しの提出は不要)

- 記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。(CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)
- 福井県の工事成績評定を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
- (*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
- 記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価落札方式実施要領」および「公共工事における総合評価落札方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O/O]

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準		過去20年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)			
同種工事の名称等	工事名称	○○○○○工事 (CORINS登録番号)			
	発注機関名	○○○○○○			
	工事場所	○○県○○市○○町○○ 一般県道○○○○○線			
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)			
	工期	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日			
	工事概要	○○			
工事成績評定		件数	件	平均点(小数点第2位切捨て)	点
優良工事表彰受賞による加点申請(*)		<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度() 表彰名() 工事名称()			
ISO9001 認証取得(*)		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
技能資格を保有する自社雇用技能者の配置(*) <small>(※当評価項目の加点を申請する場合は、様式第3号の2に記載した者(ノズルマン)のうち、「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する者を(1名以上)記載すること)</small>		<input type="checkbox"/> 発注者が指定する工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事する <input type="checkbox"/> 上記以外			
		自社雇用技能者の氏名		資格者証の取得年・番号	
		○○ ○○		平成○○年 ○○○○号	
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()			
	福井県との災害協定の締結(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	指定工種における県内企業の活用(*)	<input type="checkbox"/> 次の①~③のいずれかを満たす ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する <input type="checkbox"/> 上記以外			
	指定資材における県産品の活用(*)	<input type="checkbox"/> 全てを活用する ・ <input type="checkbox"/> 左記以外			

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、自社雇用技能者の健康保険証、資格者証、災害協定の証明書写し)を添付資料として提出すること。(当該発注事務所管内の「災害時等における応急対策業務に関する細目協定」を締結している場合は、災害協定の証明書写しの提出は不要)

- 記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。(CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)
- 福井県の工事成績評定を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
- (*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
- 記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価落札方式実施要領」および「公共工事における総合評価落札方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。
- 「技能資格を保有する自社雇用技能者の配置」については、当様式に記載した者(のうち最低1名以上)が様式第3号の2においてノズルマンとして記載されていないなど、様式第3号の2と矛盾する場合は評価しないので注意すること。

[P O/O]

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準		過去20年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)			
同種工事の名称等	工事名称	○○○○○工事 (CORINS登録番号(登録がある場合))			
	発注機関名	○○○○○○			
	工事場所	○○県○○市○○町○○			
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)			
	工期	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日			
	工事概要	○○			
工事成績評定		件数	件	平均点(小数点第2位切捨て)	点
優良工事表彰受賞による加点申請(*)		<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度() 表彰名() 工事名称()			
ISO9001 認証取得(*)		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()			
	福井県との災害協定の締結(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	消雪設備点検契約の有無(*)	(管工事の場合に記入) <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	指定工種を除く工種における県内企業の活用(*)	<input type="checkbox"/> 次の①~③のいずれかを満たす ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する <input type="checkbox"/> 上記以外			
指定資材における県産品の活用(*)		<input type="checkbox"/> 全てを活用する ・ <input type="checkbox"/> 左記以外			

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、災害協定の証明書写し、消雪設備点検契約書(管工事のみ)の写し)を添付資料として提出すること。(当該発注事務所管内の「災害時等における応急対策業務に関する細目協定」を締結している場合は、災害協定の証明書写しの提出は不要)

- 記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。(CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)
- 福井県の工事成績評定を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
- (*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
- 記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価落札方式実施要領」および「公共工事における総合評価落札方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O/O]

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準		過去20年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)			
同種工事の名称等	工事名称	○○○○○工事 (CORINS登録番号(登録がある場合))			
	発注機関名	○○○○○○			
	工事場所	○○県○○市○○町○○			
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)			
	工期	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日			
	工事概要	○○			
工事成績評定		件数	件	平均点(小数点第2位切捨て)	点
優良工事表彰受賞による加点申請(*)		<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度() 表彰名() 工事名称()			
ISO9001 認証取得(*)		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()			
	福井県との災害協定の締結(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	福井県との県有建築物に係る緊急災害時の災害協定の有無(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 <small>※管工事においては県有機械設備に係る協定、電気工事および電気通信工事においては県有電気設備に係る協定、機械器具設置工事および消防施設工事においては県有機械設備または県有電気設備に係る協定に限る。</small>			
	指定工種を除く工種における県内企業の活用(*)	<input type="checkbox"/> 次の①~③のいずれかを満たす ① 元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ② 「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てを自ら施工する <input type="checkbox"/> 上記以外			
発注者指定品目のうち指定品目数以上の県産品の活用(*)	<input type="checkbox"/> 活用する(品以上) ・ <input type="checkbox"/> 活用しない				

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、災害協定の証明書写し)を添付資料として提出すること。
 ・記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。(CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)
 ・福井県の工事成績評定を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
 ・(*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
 ・記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価落札方式実施要領」および「公共工事における総合評価落札方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O/O]

県産品活用計画書

本工事において、下表の使用候補県産材・県産品またはこれらの製品と同等と認められるその他の県産材・県産品を使用します。

	工種	品名	使用候補県産材・県産品		備考
			製造・加工業者名	製造・加工場の所在地	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

注意

- ・この表に記載する県産材・県産品は別紙資料の定義等に準拠して記載すること。
- ・設計図書で県産材・県産品の使用を義務付けられている材料・製品は評価対象から除く。
- ・この表に記載の県産材・県産品は、施工時にこの表に記載のない他の県産品に変更することができる。(建築一式)
- ・この表に記載の県産品の品目は、施工時に指定品目に記載のない他の県産品に変更することができる。(建築一式以外)
- ・入札時にこの表に記載した県産材・県産品の品目数は、施工時に減らすことはできない。
- ・この表に記載した製造・加工業者を、施工時に他の県内の製造・加工業者に変更することはできる。
- ・入札時の申請に反して、施工時にこの表に記載した品目数の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

[P O/O]

企業の工事成績として評価する工事の実績

県の工事成績評価に替え民間工事等の施工実績を評価する基準		【県の工事成績評価を有しない場合に限り適用する】 過去5か年度に、元請けとして完成・引渡しが完了した、発注工事と同種同程度以上の民間工事等が、建築基準法の規定に適合していることを証明できるもの。評価対象の工事を一件のみ記入。
添付する 法適合証明書類		検査済証の写し、またはこれに代わる検査機関発行の証明書 および 中間検査合格証の写し、またはこれに代わる検査機関発行の証明書
対象工事の名称等	工事名称	〇〇〇〇〇工事 (CORINS 登録番号 (登録がある場合))
	発注者名	〇〇〇〇〇〇
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	契約金額	(最終の請負金額 (税込) を記入する。)
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
	工事概要	〇〇
	構造・階数	〇〇〇造・〇〇階建て
	延面積	〇,〇〇〇.〇〇 m ²
	用途	〇〇〇〇
	中間検査	要・否
完成年月日	平成〇年〇月〇日	

注意 上記記載の内容が確認できる資料 (CORINS 工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、建築基準法の規定による検査済証、中間検査合格証の写しまたは検査機関発行のこれに代わる証明書) を添付資料として提出すること。
 ・記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。
 (CORINS 登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)

主任（監理）技術者の資格・工事経験

配置予定技術者の従事役職・氏名・生年月日・年齢		〇〇技術者 〇〇 〇〇 〇〇〇〇年 〇月 〇日生 (〇〇歳)
最終学歴		〇〇大学 〇〇工学科 〇〇年卒業
法令による資格・免許等		1級土木施工管理技士 (取得年および登録番号) 1級建築士 (取得年および登録番号) 1級建築施工管理技士 (取得年および登録番号) 監理技術者資格 (取得年、有効期限、登録番号および登録会社) 監理技術者講習 (取得年、修了証番号) 〇〇〇〇〇 (取得年および登録番号等)
優良工事表彰受賞による加点申請(*)		<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度 () 表彰名 () 工事名称 () 受賞工事における従事役職 ()
施工経験を評価する基準		過去20年間に、元請企業の主任（監理）技術者、元請企業の現場代理人または監理技術者補佐（過去の同種工事に携わった段階で一級国家資格等を保有していた場合に限る）、元請企業の若手担当技術者（福井県が発行した若手担当技術者従事経験証明書がある者に限る）として完成・引渡し完了した同種工事に従事した経験を有すること。（評価対象の同種工事を1件のみ記入）
同種工事の名称等 (1件のみ)	工事名称	〇〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (最終の請負金額(税込)を記入する。)
	工期	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日
	従事役職	〇〇技術者、現場代理人
	工事概要	〇〇〇〇
若手担当技術者の常駐(*)		<input type="checkbox"/> 専任の監理技術者等のもとで若手担当技術者を常駐する 氏名・生年月日・年齢 〇〇 〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳) 最終学歴 〇〇大学 〇〇工学科 〇〇年卒 法令による資格・免許等 1級〇〇〇 (取得年および登録番号等) <input type="checkbox"/> 専任の監理技術者等のもとで若手担当技術者を常駐する 氏名・生年月日・年齢 〇〇 〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳) 最終学歴 〇〇大学 〇〇工学科 〇〇年卒 法令による資格・免許等 1級〇〇〇 (取得年および登録番号等)
継続学習への取組み状況		団体名 () 証明期間 (年 月 日) ~ (年 月 日) () 年間 取得単位数 () ユニットまたは単位

注意：上記記載の内容が確認できる資料（CORINS工事カルテ、施工図面、設計書、資格者証、建設系CPD協議会加盟各団体（土木一式工事、鋼構造物工事の場合）、または（社）日本建築士連合会・建築CPD運営会議（建築一式工事の場合）の発行する学習履歴証明書等の写し）を添付すること。

- 記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付すること。
(CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を添付すること。)
- 同種工事の名称等に、若手担当技術者として従事した工事経験を記入する場合は、福井県が発行した若手担当技術者従事経験証明書の写しを併せて提出すること。
- 配置予定の技術者が特定できず、複数となる場合には、本様式の複数枚提出も可能とする。ただし、評価は、合計点の最低となる配置予定技術者とする。
- なお、配置予定技術者を特定できず、複数枚提出する場合で、若手担当技術者の常駐を申請する場合は、配置予定技術者毎に常駐申請をする可能性のある若手担当技術者すべてを記載すること。
- (*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
- 記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価落札方式実施要領」および「公共工事における総合評価落札方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O / O]

(電子閲覧の案件においては提出不要)

閲覧確認書

下記、入札予定工事に係る設計図書を閲覧しました。

記

工事名・番号

工事場所

開札日時 令和 年 月 日 時 分

発注機関の長 様

令和 年 月 日

業者名

閲覧者氏名

印

別記1

加点評価を行った評価項目の履行確保の方法

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加点評価を行った評価項目（以下「加点項目」という。）が達成されていない場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

技術提案に関する加点項目が不履行の場合は、1, 2, 3, 4により、その他の加点項目については、2, 3, 4による。

1 再度の施工または修補

技術提案に関する加点項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的であると県が認めた場合、受注者は、再度の施工または修補を行い、受注者が入札時に提示した加点項目を満たす状態にしなければならない。

2 契約金額の減額または損害賠償請求

①技術提案に関する加点項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないとして県が認めた場合、または、②技術提案以外の加点項目について不達成が認められ、加点項目が達成されていない場合は以下の方法による。

検査等によって確認された当該加点項目の状況に基づき加算点（確認された当該加点項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあっては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額、または当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を、工事的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

減額または損害賠償額 = $\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$ または
減額または損害賠償額 = $0.05 \times C$ のいずれか大きい値

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

3 工事成績評定点の減点

契約金額の減額または損害賠償請求を行った場合には、工事成績評定点についても10点減点する。

4 指名停止等の措置

加点項目に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると県が認めた場合、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う。

記(例)(加点項目の状況に併せて適宜修正)

〇〇〇〇（受注者名を記入する。）が入札時に加点評価された以下の評価項目と個々の加算点

- 1 〇〇〇〇（加点評価した技術提案について記入する。）・・・〇点
- 2 技能資格を保有する自社雇用技能者を配置する。
<法面処理工事>
〇〇〇〇工（発注者が指定した工種を記入する。）におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事する。・・・0.5点
<鋼構造物工事>
主たる鉄工作業のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作業）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事する。・・・0.5点
- 3 配置予定技術者は申請時の者を配置し、配置予定技術者の技術力に関する評価点〇〇点を達成する。
- 4 申請時配置した若手担当技術者を専任の監理技術者等の下で常駐する。・・・0.5点
- 5 別表1の県内企業および県産品の活用について、発注者の指定する全てを活用する。・・・0.5点

注：契約時に特約事項として枠部分を記入し、別表1とともに契約書に閉じ込む

総合評価落札方式に係る県産材・県産品の定義等について

県産材・県産品の定義および品目計数の方法は下記のとおりとする。

1 県産材・県産品の定義

(1) 県産材

次の一に該当するもので、その事実を証明する書類が添付されたものとする。

ア 県内産の木材、木製品で、県内で加工されたもの。

イ 原料の一部に県内産の木材を含む製品（合板、集成材、WPC等）で、県を含む第三者委員会（「福井県間伐材活用推進会議」）が認定した製品。

ただし、県内産木材だけで製造された合板、集成材については県産材とする。

(2) 県産品

次の一に該当するもので、その事実を容易に判別できるものとする。なお、その製品を製造するための原材料の産地・製造地は問わない。

ア 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品等。

イ 県外に主たる事務所を有する者が、県内に所在する自社製造所で最終工程が施されている建設資材または製品等。

(3) 特定の製品の取扱

ア 生コンクリート、コンクリート2次製品、アスファルト合材（再生アスファルト合材を含む。）は県産品の対象とし、その定義は（2）による。

イ 砂利、碎石、砂、捨石、栗石、土等の自然物（再生骨材、改良土を含む）を直接的、または半直接的に使用する資材は県産品の対象としない。

2 県産材・県産品の品目計数の方法

県産材・県産品の品目計数の方法は次のとおりとする。ただし、設計図書で県産材・品を使用することが指定されているものを除くものとする。

(1) 県が提示する設計書のうち、内訳明細書に記載されている資材単価または複合単価で計上されている1項目の製品の全量を県産材・県産品とする場合に1と計数する。

(2) (1)にかかわらず、主要原材料（木、鉄、アルミ、ステンレス、合成樹脂等）、JIS等の規格、品名が異なるものは別製品として計数し、同一製品で強度、形状、寸法、仕上げ程度、色、施工箇所、現場工法等の差異により内訳明細書の複数項目に計上されているものは1と計数する。

(3) 主な品目の計数の例示

ア 生コンクリート、アスファルト合材はそれぞれ1と計数する。

イ 型枠は型枠用合板、メッシュ型枠、樹脂型枠等の材種ごとにそれぞれ1と計数する。

ウ コンクリートブロック、コンクリート平板舗装材、インターロッキング舗装材、舗石はそれぞれ1と計数し、境界ブロック、L形側溝、U形側溝、側溝蓋等のコンクリート2次製品はまとめて1と計数する。

エ 木材は構造材、造作材ごと、樹種ごとにそれぞれ1と計数する。また、積層材、集成材は構造材、造作材ごとにそれぞれ1と計数する。

オ 金属屋根葺材、といは、スチール、ステンレス、アルミ、合成樹脂等の材種ごとにそれぞれ1と計数する。

カ 金属工事の各材料は、品名ごと材種ごとにそれぞれ1と計数する。

キ 金属製建具は、スチール、ステンレス、アルミ等の材種ごと、窓、框戸、フラッシュ戸、学校間仕切り等の種別ごと、自動ドア、自閉式引き戸等の自動閉鎖機構ごとにそれぞれ

- 1 と計数する。
- ク 木製建具は、窓、障子、襖、框戸、フラッシュ戸等の種別ごとにそれぞれ1 と計数する。
 - ケ シャッターは、スチール、ステンレス、アルミ等の材種ごと、重量、軽量、オーバーヘッド等の種別ごとにそれぞれ1 と計数する。
 - コ 内装材は、材料種別ごとにそれぞれ1 と計数する。
 - サ 木製家具は、設計図書で家具仕様が同一のものは1 と計数する。
 - シ 可動間仕切り、移動間仕切り、トイレブースはそれぞれ1 と計数する。
 - ス 階段ノンスリップ、黒板、ホワイトボード、サイン表示、ブラインド、ロールスクリーン、カーテン、カーテンレール等はそれぞれ1 と計数する。

